第3部] 日頃の備え・・・自分・家族・暮らしを守るため、実行すべき事。

行動ﾊﾟﾀｰﾝ	行動指針
3　家族の絆を守る	2) NTTの災害用伝言ﾀﾞｲﾔﾙの使い方は、 ③ SNS(ｿｰｼｬﾙﾈｯﾄﾜｰｷﾝｸﾞｻｰﾋﾞｽ) 東日本大震災では、携帯電話や固定電話は、通話規制によりほとんど利用できなかった。 ④ 一方、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄの通信網は利用できた場合が多く、FacebookやTwitter等のSNSよって連絡が取れた例がある。 3) 親が帰宅困難になった時の子供たちの保護 ① ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ防災会では、子供のいる家庭と相談し、学校や幼稚園とも協議して防災会や自治会が、引き取りを代行する事を検討しています。 4) 「災害時帰宅困難者」にならない為に ① 最近は、「むやみに移動を開始しない」として、帰宅の抑制を柱に、事業所が3日分の食料や水等の備蓄に努め従業員を事業所内に留まらせることを勧めている。 ② 住民の多くは、平日は自宅から離れた所で過ごしており地震に遭遇した場合、どう対処すべきか、家族で話あって下さい。

第4部] 我が家の安全ﾁｪｯｸﾘｽﾄ。

行動ﾊﾟﾀｰﾝ	行動指針
「我が家の安全ﾁｪｯｸﾘｽﾄ」 1) 自宅で地震が発生したら ＊ 自分と家族の身の安全 ＊ 足元の危険物の散乱確認 ＊ 出火したら消火する ＊ 玄関ﾄﾞｱの開閉確認 2) 所定の避難集合場所に避難 ＊ 避難ﾘｭｯｸを持参 ＊ 携帯ﾗｼﾞｵの持参 3) 自宅での行動を訓練することも重要です。地震発生後の10分訓練も実行して見ましょう。	＊ 防災訓練の一環として、地震発生を想定した行動と安全の自己点検をしましょう。 「我が家の安全ﾁｪｯｸﾘｽﾄ」

	項　　目	準備あり	準備なし
①	家具等の転倒防止は?		
②	窓ｶﾞﾗｽや食器類の飛散防止は?		
③	消化器は身近な所にありますか?		
④	机の下など安全な所に避難できるか?		
⑤	懐中電灯に電池が入っていますか?		
⑥	停電時、仕様出来る携帯ﾗｼﾞｵは?		
⑦	家族の連絡場所を決めていますか?		
⑧	災害時の伝言ﾀﾞｲﾔﾙの使い方は?		
⑨	飲料水の備蓄はありますか?		
⑩	食糧の備蓄はありますか?		
⑪	簡易ﾄｲﾚや携帯ﾄｲﾚはありますか?		
⑫	携帯ｺﾝﾛなどはありますか?		

(4/4)

応急救護体制に関する「鈴木ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ」からの提言・・・・其の-1。

1. 災害緊急時の個人情報の携帯について、鈴木ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰから提案がありましたので、参考資料として添付ました。

2. 応急救護に必要な用具は最低限、下記の通り。
   ① 血圧計
   ② ﾍﾟﾝﾗｲﾄ(目の反応を見る)
   ③ 酸素(簡易型で販売している)
   ④ 酸素飽和度測定ﾓﾆﾀｰ(移動できる簡易的、指に数秒装着で判明)
   ⑤ 人口呼吸ができるﾏｽｸ 簡易的に使用、ﾋﾞﾆｰﾙ製で口呼吸時使用。
   ⑥ 以上が準備されれば、有る程度の病状判断は可能である。

3. 救護所の設置は、
   ＊ 医師会と救急医療ｾﾝﾀｰ
   ＊ 横須賀共済病院
   ＊ うわまち病院・救急救命ｾﾝﾀｰ
   が地域内にあり、比較的に恵まれている。

A] 個人情報

①	ふりがな 氏名	
②	血液型	A・B・O・AB ： Rh＋・－
③	生年月日	明・大・昭・平　　年　　月　　日
	性別	男　・　女
	年齢	歳
④	住所	
⑤	電話	
⑥	FAX	
⑦	携帯電話	
⑧	職場・学校	

B] 有病者情報

①	家族名(保護者)		
②	主治医	病院名	
		主治医	
		電話	
		携帯電話	
②	障害の種類		
③	治療中の疾患・合併症		
④	服用薬	①	
		②	
		③	
⑤	緊急連絡先	氏名	
		電話	
		携帯電話	

4. ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱの救急箱の中身を再度確認させて欲しい。

5. 応急手当、救護ﾁｰﾑについて明確に提示できるものは、まだ準備できておりません。

6. 緊急性でよくある処置を選択し、応じた医療材料や方法をﾏﾆｭｱﾙ化する予定です。と提案されました。

以上

MLCP通信 ： 第 8号

平成26年11月 20日
ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ管理組合
MLCP策定委員会

「MLCP通信編集部」
佐藤/浜口
発行　No. 008

「委員会ﾒﾝﾊﾞｰ」　(敬称略)

	策定委員		ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ	MALCA
1	安部俊一	吉川祝秋	髙石慎一	飯田太郎
2	前田　勝	平田　偉	和久田孝志	吉野英幸
3	堺　好雄	髙田俊子	髙野成輝	浜口加津子
4	髙橋勇夫	吉田幸子	長谷部誠	
5	奥田　茂	小澤稔夫	井ノ口康之	
6	佐藤輝雄		鈴木和美	

(20名・構成)

「注記」

①	H26・11・13日、MALCA・第8回MLCP策定委員会ﾒﾝﾊﾞｰが参加しました。
②	MALCA指導による、詳細は別途ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを作成して、全戸配布致します。

件名：	地震発生時の助け合いと被害の拡大防止について

1] ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱの現状での災害対策本部・設置の検討

管理組合

①	建物等の維持管理や保全、復旧・復興に関する事項、管理費の支出、積立修繕金の取り崩しは、管理組合の専権事項です。
②	防災・災害対策について管理組合の権限は定められていない。居住者の生命や生活を守る事が、管理組合の業務に含まれるかは不明である。
③	「自主防災会」による行為の責任は管理組合理事長に帰属します。

自主防災会

①	「災害対策本部」は災害発生時に、居住者の生命と生活を守るために強い指示を行い建物の一部を破壊する必要も生じる。
②	「災害対策本部」の設置・権限・責任等について、管理規約の整備をする必要がある。
③	「MLCP策定委員会」では、「自主防災会」が管理組合から発災時の「災害対策本部」の実施について、委任されているものとし、「自主防災会」が対策本部を設置し行動する事を前提に、協議する。

2] 災害対策本部の設置について

ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ自主防災会は、管理組合総会の決議による事前の委任にもとづき、「災害対策本部」を設置します。

項目		行動計画
2.	災害対策本部の設置	1) ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ自主防災会は、管理組合総会の決議による事前の委任にもとづき、「災害対策本部」を設置します。
		2) 災害対策本部の設置基準は、横須賀市役所の災害対策本部設置基準に準ずるものとします。
		① 気象庁(横浜地方気象台)が本市・光の丘、又は坂本町で震度5弱以上の地震を観測したと発表した場合。
		② 気象庁(横浜地方気象台)が東京湾内、又は相模湾・三浦半島の津波予報区に、津波警報、又は大津波警報を発表した場合。
		③ 気象庁(横浜地方気象台)が東海地震注意報、又は東海地震予知情報を発表した場合。
		④ 災害による被害が多発、又は重大な被害が発生した時に又はおそれがある場合。
		⑤ その他、市長が必要と認める場合。
		3) 災害対策本部の設置手順
		① 在宅している自主防災会のﾒﾝﾊﾞｰが、家族と自宅の安全を確保したうえで、速やかに所定の場所に参集し、災害対策本部設置について協議し、設置を決定します。
		② 津波の危険がある場合は、垂直避難を行い所定の避難ﾌﾛｱｰに移動すること。 ＊ 参集場所 1 地震 + 津波の場合　13階・・・ｽｶｲﾗｳﾝｼﾞ 2 地震のみの場合　管理室前 ⇒ ｶﾞｰﾃﾞﾝｻﾛﾝ 3 津波のみの場合　13階・・・ｽｶｲﾗｳﾝｼﾞ
		③ 「災害対策本部長」は、自主防災会本部長とします。本部長が不在、又は活動が困難な場合、副本部長が就任本部長・副本部長がいずれも不在の場合、自主防災会のﾒﾝﾊﾞｰが協議のうえ、本部長を互選します。
		④ 「災害対策本部」の活動・組織体制は「危機管理ﾏﾆｭｱﾙ」をﾍﾞｰｽに役割を分担しますが、実態に即した活動と対策が重要になります。

(2/4)

2] 災害対策本部の設置について

ﾘﾌｨｱｽﾃｲｼｱ自主防災会は、管理組合総会の決議による事前の委任にもとづき、「災害対策本部」を設置します。

項目		行動計画
2.	災害対策本部の設置	4) 「災害対策本部は、居住者に以下の活動への協力を要請します。 ① 居住者の安否確認 ② 負傷、体調不良、閉じ込め等への手当 ③ 対策本部の照明、情報機器の設置 ④ 敷地、建物、設備等の被害状況の確認と応急措置 ⑤ 救護所、炊事場所、仮設ﾄｲﾚ等の設置

3] 津波によるﾏﾝｼｮﾝ内の避難人員について

◆ 津波が襲来した場合、想定ではあるが1階～3階の範囲は被害を受ける恐れがあります。
この場合の想定避難人員は、

(3名/世帯)として

1階	23　世帯	70名	150名	230名
2階	27　世帯	80名		
3階	27　世帯	80名		

◆ 想定ではありますが、この人員が被災した場合の「緊急避難所」の設営は困難を来たすと考えられます。従って、3階以上の居住者による「共助体制」も必要になると思われます。

4]災害対策本部・防災箱(ｽﾀｰﾀｰｷｯﾄ)設置場所について

＊ 大地震が発生すると誰でも気が動転し、何をするのか判断が出来なくなるのが普通です。その対策として「防災箱(ｽﾀｰﾀｰｷｯﾄ)」を設置致します。

項目		行動計画
A]	対策本部設置用防災箱 設置場所は ＊ ｽｶｲﾗｳﾝｼﾞ ＊ ｶﾞｰﾃﾞﾝｻﾛﾝ の2ヶ所とします。	① 在宅している自主防災会のﾒﾝﾊﾞｰが、迅速に行動できるように対策本部設置の指示書、必要な資材を収納した防災箱を開いて対応する。 ② 災害対策本部設置用の防災箱は、以下の場所に準備して置き状況に応じて、災害対策本部を設置します。 1 地震＋津波の場合 ： 13階・・・ｽｶｲﾗｳﾝｼﾞ 2 地震のみの場合 ： 管理室前 ⇒ ｶﾞｰﾃﾞﾝｻﾛﾝ 3 津波のみの場合 ： 13階・・・ｽｶｲﾗｳﾝｼﾞ

5] 災害対策本部の防災箱(ｽﾀｰﾀｰｷｯﾄ)について

項目		行動計画
1)	ﾏﾆｭｱﾙ・管理表	① 災害対策本部の設立手順書 ② 役割分担表(記名済み・無記名のもの) ③ 住戸の被災状況確認表 ④ 要援護者ﾘｽﾄ
2)	非常時発電機	① 照明　④ 携帯電話 ② ﾃﾚﾋﾞ　⑤ ｽﾏﾎ ③ ﾊﾟｿｺﾝ　⑥
3)	情報機器	① 充電ﾗｼﾞｵ　④ ﾄﾗﾝｼｰﾊﾞｰ ② ﾃﾚﾋﾞ　⑤ 無線機など ③ ﾊﾟｿｺﾝ　⑥
4)	運営用備品	① 模造紙　④ ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ　⑦ のり・はさみ・ｶｯﾀｰ ② 電卓　⑤ 掲示用用紙類　⑧ 画鋲 ③ ｺﾋﾟｰ用紙　⑥ ﾏｰｶｰ・ｻｲﾝﾍﾟﾝ　⑨ 定規・鉛筆・消しゴム
5)	設営用具	① 机　④ 本部所在の旗　⑦ ｶﾗｰﾃｰﾌﾟ ② 椅子　⑤ ﾄﾗﾛｰﾌﾟ等　⑧ ﾍﾞﾆﾔ板・巻線 ③ 掲示板　⑥ ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ　⑨

6] 各ﾌﾛｱｰの被災確認用・防災箱(ｽﾀｰﾀｰｷｯﾄ)について

＊ 各ﾌﾛｱｰの防災箱は、ｴﾚﾍﾞｰﾀｰﾎｰﾙに用意します。
＊ ﾌﾛｱｰ防災箱は、地震発生直後の安否確認と被害状況調査の手順書、用紙類、筆記用具等をいれて、在宅している人は誰でも開けて使えるようにします。
＊ 安否確認結果は、「安否確認表」に記入し、壁にはりだして誰が分かるようにします。
＊ 「被害状況確認表」も、各人が気がついたことを記入できるようにします。

項目		行動計画
1)	ﾏﾆｭｱﾙ・管理表	① 安否確認手順書　⑥ 被害状況連絡表 ② 安否確認表　⑦ 避難者名簿 ③ 掲示用の確認用紙　⑧ 避難者世帯数 ④ 掲示用ｶﾗﾃｰﾌﾟ　⑨ けが人調査表 ⑤ 筆記用具
2)	応急手当	① 応急手当の手引き　④ 救護所への緊急連絡 ② 負傷者の把握 ③ 緊急搬送の要否判定
3)	建物等の被害確認	① 被害状況の確認手引き　④ 本部へのの緊急連絡 ② 被害状況確認表 ③ ﾌﾛｱの図面

＊ 各ﾌﾛｱの11箇・11ヶ所に設置します。

7] その他、被災直後の対策について

ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ自主防災会は、管理組合総会の決議による事前の委任にもとづき、「災害対策本部」を設置します。

項目		行動計画	
1	安否確認の考え方	①	居住者は、6階以上の「指定避難場所」のｴﾚﾍﾞｰﾀｰﾎｰﾙに集合しお互いの状況を確認する。
		②	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰﾎｰﾙに「来ない住居」を訪問し、不在者・負傷者の有無を確認する。
		③	各階のEVﾎｰﾙに、安否確認結果を表示し順次記載します。
		④	高齢者世帯、保護者が不在世帯への支援をします。 ◆ ｹﾞｽﾄﾙｰﾑ・・20人　◆ ｽｶｲﾗｳﾝｼﾞ・・30人程度を想定。 ＊ 避難者との兼ね合いはどうするのか？
2	負傷者・病人への対応	①	負傷や病気により、応答がない場合は、住居内に立ち入る事も想定する必要があります。
		②	負傷者・病者への対応で、無資格者が対応できる範囲を明確にして、処置できる知識を学び資機材を準備する必要があります。
		③	負傷者・病者を階段で搬送することに、習熟する必要があります。
		④	医療関係の居住者を講師に、居住者全体を対象に講習会を実施する必要があります。
3	安否不明の住戸、保護者不在の住戸への対応	①	負傷や病気により、応答がない場合は、住居内に立ち入る事も想定する必要があります。 この場合、ｴﾝｼﾞﾝｶｯﾀｰでﾄﾞｱーを切断することや窓ｶﾞﾗｽを割る等で室内に立ち入る必要もあり、管理規約の整備が必要です。
		②	上記の規約等の整備が出来ない時は、特別な支援が必要とする居住者・家族と、災害時の立ち入り等について文書を交わすことが必要です。
		③	幼児等のいる住戸で、保護者が帰宅困難な世帯については保護者、幼稚園、保育園、学校、防災会が協定を結ぶ方向で協議中です。
4	ﾌﾛｱの安否確認	①	安否確認は、30世帯を1班とする体制で、毎年実施する「住民交流会」「防災講習会」を通じて周知、徹底します。
		②	帰宅状況等、安否確認情報を更新し、新情報が記載されるようにします。
		③	各ﾌﾛｱーの情報を棟ごとに集約し、「災害対策本部」に報告します。
5	応急救護室の開設	①	支援が必要な居住者のために「応急救護室」を開設し、有資格者への協力を依頼し、可能な限り「看護師」を配置するように検討します。

7] その他、被災直後の対策について

ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ自主防災会は、管理組合総会の決議による事前の委任にもとづき、「災害対策本部」を設置します。

項目		行動計画		
6	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰに閉じ込められた人への対応	①	EV保守会社に「ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ救出訓練」実施を要請し、万一の場合に備えた「救出手順」を習得します。	
7	帰宅困難者との連絡と留守宅への支援	①	「つなぐﾈｯﾄｺﾐﾆｭｹｰｼｮﾝ社」から提案のあった連絡確保方法を検討し、広報します。	
		②	連絡のつかない世帯の子供や高齢者等については、災害対策本部から、近隣の居住者に見守りや支援を要請します。	
		③	帰宅困難になった時、留守宅に不安がある世帯は、あらかじめ登録することを検討します。	
8	被害状況の確認と応急措置	チェック項目	実施内容	道具・材料
		外壁の破損、欠落落下	落ちそうなﾓﾙﾀﾙを除去。ﾈｯﾄ等で立ち入り禁止。	養生ﾈｯﾄ 足場板・脚立 ﾄﾗﾛｰﾌﾟ
		Exoｼﾞｮｲﾝﾄの破損、はずれ・落下等	落下物、破損部を撤去しﾍﾞﾆﾔ板で応急措置をする。開口部を塞ぎ、ぐらつき部を固定する。	ﾄﾗﾛｰﾌﾟ・ﾍﾞﾆﾔ板 番線
		手摺の破損等	落下物、破損部を撤去しﾍﾞﾆﾔ板で応急措置をする。開口部を塞ぎ、ぐらつき部を固定する。	ﾄﾗﾛｰﾌﾟ・ﾍﾞﾆﾔ板 番線
		階段の破損	使用禁止、注意箇所を明示する。	ﾄﾗﾛｰﾌﾟ・ﾍﾞﾆﾔ板 番線
		玄関ﾄﾞｱ、ｻｯｼ等の破損・変形	油圧ｼﾞｬｯｷ、ﾊﾞｰﾙ等で矯正する。。ﾁｪｰﾝ・南京錠で施錠を検討。	油圧ｼﾞｬｯｷ、ﾊﾞｰﾙ・ﾁｪｰﾝ 南京錠
		漏水	漏水箇所を特定し対応する	
9	水道・ﾄｲﾚの使用禁止	排水管等が破損しているまま水道・ﾄｲﾚを使用すると被害が拡大します。「使用禁止」の掲示は、ｴﾚﾍﾞｰﾀｰﾎｰﾙ等に掲示します。		
10	外部避難の指針	①	出来るだけ共同行動をする。	
		②	別行動の場合は、連絡先を防災会・管理組合に伝える。	
		③	居住者相互の連絡網をつくり、会議等の通知が届くようにする	
		④	電気のﾌﾞﾚｰｶｰを落とし、水道・ｶﾞｽの元栓を閉める。	
		⑤	施錠については、管理組合の指示による。	
		⑥	犯罪者の侵入防止のため、警備・ﾊﾟﾄﾛｰﾙを実施する。	

B] 高知県における、災害対策本部開設と運営に必要なﾂｰﾙについて

参考資料

高知県が作成した、「避難所運営ﾏﾆｭｱﾙ」からﾘﾌｨｱｽﾃｲｼｱが参考にできる内容について、下記の通り転載致しました。

分類		品名	数量	保管場所
1] ﾏﾆｭｱﾙ		① 指定避難所○○○○、の運営ﾏﾆｭｱﾙ	部	
		② 活動班ごとのﾏﾆｭｱﾙ	各班　部	
		③ 避難所の皆さんへ「避難所生活のﾙｰﾙ」	部	
		④ 地域の被災者の皆さんへ「在宅支援のﾙｰﾙ」	部	
2] 管理表・様式		① 避難所運営体制の名簿	部	
		② 避難所運営委員会・会議録	部	
		③ 避難者ｶｰﾄﾞ	部	
		④ 避難者名簿	部	
		⑤ 避難者世帯票	部	
		⑥ ﾍﾟｯﾄ飼育者名簿	部	
		⑦ 避難所状況連絡表	部	
		⑧ 避難所情報日報	部	
		⑨ 食料・物資配送依頼表	部	
		⑩ 食料・物資管理表	部	
		⑪ 食料・物資要望表	部	
3] 受け付け用備品		① 受付用張り紙	部	
		② 受付用・筆記用具(鉛筆・消しｺﾞﾑ・ｾﾛﾃｰﾌﾟ等)	数	
		③ 避難者ｶｰﾄﾞ収納ｹｰｽ(名刺ﾌｫﾙﾀﾞｰ)	冊	
4) 運営用備品		① ﾏｼﾞｯｸ・模造紙・ｺﾋﾟｰ用紙・ｾﾛﾃｰﾌﾟ・ｶﾞﾑﾃｰﾌﾟ・のり はさみ・ｶｯﾀｰ・ｶｯﾀｰ台、定規・画鋲・電卓など	数	
		② ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ・掲示板・机・椅子	個	
		③ ﾊﾟｿｺﾝ(ｽｷｬﾅ・ﾌﾟﾘﾝﾀｰ)	台	
		④ ﾃﾚﾋﾞ	台	
		⑤ ﾌﾟﾙｰｼｰﾄ	枚	
		⑥ ﾄﾗﾛｰﾌﾟ	個	
		⑦ ｶﾗｰﾃｰﾌﾟ	個	
5) 告知・掲示用		① 避難時全体のﾚｲｱｳﾄ(A3版)	部	
		② 避難時全体のﾚｲｱｳﾄ(模造紙拡台版)	部	
		③ 住居ｽﾍﾟｰｽのﾚｲｱｳﾄ図(A3拡大版)	部	
		④ 住居ｽﾍﾟｰｽのﾚｲｱｳﾄ図(模造紙拡台版)	部	
		⑤ ﾄｲﾚの使用ﾙｰﾙ(ﾄｲﾚ内に掲示用A3版)	部	
		⑥ 食料・物資などの配給ﾙｰﾙ(屋内掲示用A3版)	部	
			部	
6) 非常用設備		① 非常用発電機	個	
		② ﾄﾗﾝｼｰﾊﾞｰ・無線機	個	
		③ 充電式ﾗｼﾞｵ	個	
		④ 工具類箱	個	

C] 高知県における「災害対策本」と各班ごとの活動の流れについて

高知県が作成した、「避難所運営ﾏﾆｭｱﾙ」からﾘﾌｨｱｽﾃｲｼｱが参考にできる内容について、下記の通り転載致しました。

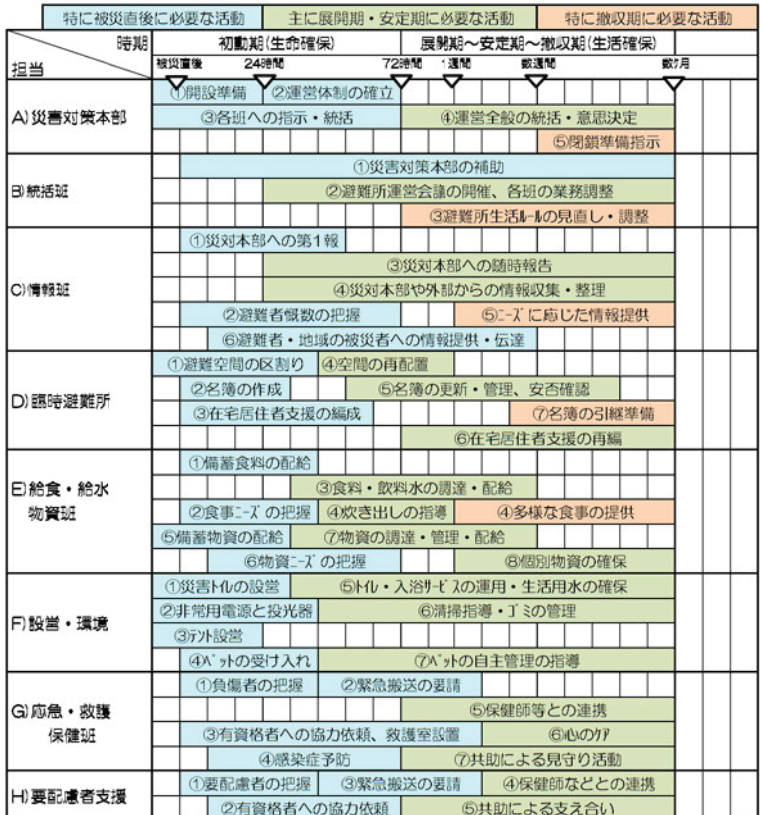

MLCP通信： 第 9 号

平成26年12月 17日
ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ管理組合
MLCP策定委員会

「MLCP通信編集部」
佐藤/浜口
発行　No. 009

「委員会ﾒﾝﾊﾞｰ」　(敬称略)

	策定委員		ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ	MALCA
1	安部俊一	吉川祝秋	高石慎一	飯田太郎
2	前田　勝	平田　伸	和久田泰志	吉野義華
3	堺　好雄	高田俊子	高野成寧	浜口加津子
4	高橋邦夫	吉田華子	長谷部誠	
5	柴田　茂	小澤稔夫	井ノ口康之	
6	佐藤輝雄		鈴木和美	

(20名・構成)

「注記」

①	H26・11・23日、MALCA指導により第9回MLCP策定委員会にﾒﾝﾊﾞｰが参加しました。
②	MALCA指導による、詳細は別途ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを作成して、全戸配布致します。

件名：	在宅避難生活についての検討課題

大地震発生

津波被害が無い場合

①	ﾏﾝｼｮﾝは免震構造であり、ﾗｲﾌﾗｲﾝは使用できないが、建物の躯体部分は大きな損傷は受けないと想定します。
②	居住者は原則として、自宅住居を中心に生活を継続します。
③	排水禁止を前提に調理し、ﾄｲﾚは簡易ﾄｲﾚ(ﾋﾞﾆｰﾙ袋)を使用し、消臭・凝固剤でﾊﾞﾙｺﾆｰ等で管理する必要があります。
④	負傷者・病者・高層階の高齢者世帯・帰宅困難の幼児・子供の臨時避難所を設置します
⑤	横須賀市とも連携し、「在宅避難体制」を検討して、周知します。
⑥	液状化による在宅避難生活に支障がある被害は、少ないものと想定します。

津波被害がある場合

①	津波が東京湾に入り込む時、湾口部で2～3mの波高であつても、浅瀬の湾中央部に到達した時点で、急激に波高を増します。
②	特に、平成町の沖合には猿島と続く浅瀬があるため、急激に波高を増すと想定されます。
③	津波が平成地区を襲ったばあいは、漁船・車両などが陸地側に押し寄せる恐れがあり、ｴｲﾋﾞｲ・ﾋﾞｿﾞﾝ・のじまの店内で買い物客が被害に合う恐れが高くなります。
④	津波警報を聞いた場合は、大急ぎで最近な高層ﾋﾞﾙに避難して下さい。ﾏﾝｼｮﾝに戻ったり車で移動するなどは、大変危険です。
⑤	東日本大震災のような、津波が再現された場合は、大きな被害が生じる恐れがあります。

1] 津波被害のある場合・在宅避難生活を実行するための検討課題

項目		問題提起		議事録から転載	
A]	在宅避難生活実施についての検討課題。	1)	ﾏﾝｼｮﾝ住宅の津波被害想定と避難について	①	1階に23世帯・約70名の居住者 2階に27世帯・約80名の居住者 3階まで津波が達すれば約230名が浸水被害に遭い路頭に迷う。4階以上の住戸に身を寄せる共助もあるが、避難所の設営も考えないといけない。
				②	津波で被災した人をどこで預かるか? ＊ ﾏﾝｼｮﾝ内の低層階と高層階が防災協定を結ぶ。 ＊ 世帯人数の少ない高齢者宅・高齢者単身世帯宅へ一時避難をお願いする ＊ 山崎小学校(避難所)に避難して貰う ＊ 浸水後の片づけをするにしても数日はどこかに移動する必要がある
				③	津波がある場合の、被害想定と情報の整理が必要になる。
		2)	共用設備・ﾗｲﾌﾗｲﾝの被害想定について	①	1階が水没する可能性がある。
				②	津波に流されて、漂着した自動車の電気系統がｼｮｰﾄして発火、燃料ﾀﾝｸに引火して爆発する恐れがあり、これに対する対策は極めて困難。
				③	電気室・変電設備の1階共用設備は総て水没する可能性が高く、ﾗｲﾌﾗｲﾝの被害防止策は答えが出せない。
				④	津波が建物に衝突すると、3～5倍に跳ね上がるので、被害は1階だけとは限らないが、2階以上では津波が建物を突き抜ける程ではないだろう。
		3)	在宅避難生活の実施要件	①	津波は24時間程度で浸水は引くが残置物の処置が必要になる。 ＊ 残置物の腐敗などによる衛生管理が大事となります。
		4)	外部避難と在宅避難の組み合わせ	①	外部に避難する居住者は、 ＊ 親戚・友人宅への避難 ＊ 避難所への避難者等が考えられるが強靭なﾏﾝｼｮﾝに滞在したほうが安全と思うが、その場合の対応が必要。
		5)	在宅避難実施に必要なもの	①	防災資機材、医薬品、食料品、飲料水等簡易ﾄｲﾚ等の収蔵方法 ＊ 別途意見交換を行う。

2] 津波被害のない場合・在宅避難生活を実行するための検討課題

項目		問題提起		議事録から転載
1)	組織体制について	1)	現在の「自主防災会」の組織体制は、発災時の避難誘導・救出救護の応急対応を中心とするものです。	① ｽﾃｲｼｱでは、在宅避難対応型の防災体制を作っていない。在宅避難の長期化にも対応できる組織体制にする必要がある。
				② 災害対策本部の機能は、「自主防災会」のﾚﾍﾞﾙでも対応できる。
				③ MLCPは、あくまでｽﾃｲｼｱの住民を守るための計画であり、近隣地区から援助を求められても対応はできない。
				④ 「情報班」は、帰宅困難者の情報とﾏﾝｼｮﾝ内の在宅避難者の実態等の把握に努めること。MLCPが構築されたﾏﾝｼｮﾝは、家族の安否確認と自宅の片付けが終了したら、家族の生活支援は自主防災会に依頼し、早期に職場復帰できる仕組を整え、被災地全体の復旧活動に従事できるようにする。
		2)	発災後24時間経過した頃から、在宅避難生活に必要な組織体制に移行する必要があります。	⑤ 「給食給水班」は、最初の1日を除いて共同炊事の体制を取っていきたい。高層階の要援護者への給食・給水は、ｼﾞｭﾆｱﾚｽｷｭｰで対応する。
				⑥ 「衛生管理班」は、被災後の感染症の問題等を考慮し、専門組織を作る必要がある。鈴木ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰにも医療面から指導して頂く。
				⑦ 「警備班」は、自警団の体制とし独立した班にする。停電時はｾｷｭﾘﾃｨが解除され、建物構造上部外者の侵入が予想される。
				⑧ 「設備救護班」は、地震で損壊した設備・機器の点検と危険個所の応急措置・復旧を行う。
		3)	津波による浸水時には、ﾏﾝｼｮﾝの棟同士の往来は不可能になります。従って棟単位で機能する単独組織が必要になります。	⑨ 「避難誘導班」は、班員の避難誘導の他に、災害時要援護者等の避難支援を行う。
				⑩ 「応急救護所・救護班」は、出血・骨折・火傷などの応急手当てを行う。鈴木ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰにも医療面から指導して頂く。
				⑪ 「臨時避難所」は、帰宅可能な状態まで、一時避難生活を継続できる環境整備が必要になる ＊ 簡易ﾍﾞｯﾄ・寝具類・ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ等の準備 ＊ 携帯ﾗｼﾞｵ・ﾃﾚﾋﾞ等の設置
				⑫ 「消火班」は、消化器の管理と初期消火活動、火災警戒を行う。 ＊ ｶﾞｽ管などの危険物の確認 ＊ 火災拡大の場合は本部を通じて消防出動を要請する。

(2/4)

2] 津波被害のない場合・在宅避難生活を実行するための検討課題

項目		問題提起		議事録から転載
2)	市役所等との連携	①	災害対策基本法・86条-7、に基づき「避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮」を市役所等に求めて行きます。	① ｽﾃｲｼｱでは、MLCPが完成し地区防災計画として計画提案したら、準避難所として物資を届けるように申し入れる。
3)	電源確保	①	ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙ発電機等で工事が伴わない電源を配置するようにする。	① 各班構成が確定次第に、必要な設置機器を分析し、非常用発電の規模を推計する。
		②	電気機器の設置が必要な場所・必要な電気量を調査し、見積を取得します。 ＊ 本部・その他の情報機器類 ＊ 照明用 ＊ ﾄﾗﾝｼｰﾊﾞｰ等の共用機器の充電 ＊ ｽﾏﾎ等の個人用機器の充電 ＊ ﾃﾚﾋﾞ・ﾗｼﾞｵ等の電源	② 東京海洋大学の防災ｽﾏｰﾄｸﾞﾘｯﾄﾞとの連携も視野に入れる。 ③ 非常階段の夜間照明対策も重要である(5階+13階=65) ④ 住民全員の居住者ｶｰﾄﾞの作成も検討する。
4)	在宅避難生活のルールとマナー	①	住宅避難生活は、平時と違う環境で何日も間過ごす事になります。	① 家庭では、ｶｾｯﾄｺﾝﾛの備蓄と水・食料=2週間の備蓄が必要。
		②	在宅避難生活のﾏﾅｰやﾙｰﾙが必要になります。事前に協議して管理規約や細則に反映します	② 簡易ﾄｲﾚの備蓄(一括発注)の検討中。
		③	違反行為が生じた場合は、管理規約70・71条により対応する事にします。	③ 他地区を参考にﾏﾆｭｱﾙを作成し管理規約や細則に反映する
5)	居住者の生活場所	①	生活場所は原則として、それぞれの住居とします。 但し ＊ 住戸の破損が著しい場合 ＊ 高層階の高齢居住者 ＊ 帰宅困難者の幼児・子供 ＊ 災害時要援護者などのために 「臨時避難所」を設置します。	① 災害弱者の保護施設は、ｽｶｲﾗｳﾝｼﾞ・ｹﾞｽﾄﾙｰﾑに設置し共同生活ができるようにする。 ② 部外者と区別するために、住民全員の顔写真入りの「居住者ｶｰﾄﾞ」の作成も検討する。
6)	福祉避難所の活用	①	要支援者については、「福祉避難所」が開設された場合は、市役所・避難所運営委員会等と協議します。	① 市の災害本部が立ち上がり医師会が指定する。 ② 看護学校・県立大学が候補。
7)	負傷者などへの対応	①	負傷者・病者については、医療機関との連絡と搬送方法などを準備します。 ＊ 担架　＊ ﾘﾔｶｰ　＊ 自動車	① 傷病者は、ｽｶｲﾗｳﾝｼﾞ・ｶﾞｰﾃﾞﾝｻﾛﾝの共用施設を臨時救護施設として共同利用する。
		②	負傷者・病者を搬送するまでの間、安静に保つため、応急救護所を準備します。	② ｽﾃｲｼｱには、5人の看護師がいますが発災時は、病院に詰めるので対応が急がれる
		③	負傷者・病者の搬送までの間、応急手当は医療従事者の事前指導を実施し、ﾏﾆｭｱﾙを作成します。	③ ｷｯｽﾞﾙｰﾑ・裏玄関・売店前も使用を考える。
8)	情報伝達手段	①	情報伝達の方法を、確定し周知します。	① 家庭用ｺﾋﾟｰ機・ｶﾞﾘ版の使用も考慮する。
		②	掲示板の設置場所はﾏﾆｭｱﾙでお知らせします	② 掲示板・ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞでの情報伝達も考慮する。
		③	模造紙等による情報伝達方法も検討します。	

2] 津波被害のない場合・在宅避難生活を実行するための検討課題

項目	問題提起	議事録から転載
9) 在宅者・外部避難者の把握	① 警備の都合上、出入り口を制限します ② 外部避難者は、必ず連絡先の届を出して頂きます。 ③ 在宅者名簿の登録をして、同時に安否確認を行います。	① 入・退館者のﾁｪｯｸのため居住者ｶｰﾄﾞを準備し顔写真入りも有効である ② 外部避難者の避難先住所の登録書式を作成する。
10) 給食・共同炊事	① 食事の用意は、原則として各住戸ごとに行うものとします。 ② 要支援者、帰宅困難者の幼児・子供の給食(炊き出し)は、共同炊事を行います。	① 食料・飲料水・簡易トイレの備蓄はあくまで自己責任とする。 ② 共同炊事をする場合、材料は各家庭の持ち寄りとします。
11) 食材等の生活物資の入手	① 災害対策基本法・86条-7、について対応を求めるようにします。	
12) 飲料水の確保	① 受水槽には、155ﾄﾝの飲料水があり必要な水は確保されておりますが、受水槽や送水管が破損する可能性があります。この場合は、86条-7の対応を求めてまいります。	① 「貯水槽」に「波平さん」を導入し、ｽﾛｯｼﾝｸﾞによる破壊を防ぐ。 ② 貯水槽」には非常電源を設置しない。貯水槽の非常用給水蛇口から3ﾘｯﾄﾙ/1日・1人程度の計画給水を実施する。
13) 高層階への水・食糧の搬送	① ｼﾞｭﾆｱﾚｽｷｭｰ隊の皆さんに搬送をお願いします。	
14) ﾄｲﾚ	① ﾏﾝｼｮﾝ内の排水管が損傷していない事が確認できるまで、水洗ﾄｲﾚを使用禁止とします。 ② 原則として、各住戸内で便袋等の簡易ﾄｲﾚを使用し、排泄物は消臭・凝固して指示あるまで、ﾊﾞﾙｺﾆｰ等で保管して頂きます。	① 災害時のﾄｲﾚ使用ﾏﾆｭｱﾙを全戸配布致します。 ② 震度5以上の地震発生時は、排水系統の破損がないことを、確認できるまではﾄｲﾚの使用は禁止とします。
15) ｺﾞﾐ処理	① 家庭ｺﾞﾐを出すことは、指示があるまで禁止します。各戸で消臭などしてﾊﾞﾙｺﾆｰ等で保管して頂きます。	① ｺﾞﾐ出しは専門の監視員が必要である。
16) 衛生管理と感染予防	① 感染症を持ち込まないため、手洗い・消毒・ﾏｽｸの着用の必要があります。 ② 感染症対策で、手洗い・消毒・ﾏｽｸの着用を徹底する必要があります。 ③ 重点的に予防する必要があるのは *ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ *ﾉﾛｳｲﾙｽ *ﾛﾀｳｲﾙｽ等の、ウイルス性胃腸炎だと言われております。	19) 復旧・復興に向けた話し合いについて。 ① 3.11での余震が継続している中で、もﾞだ事例で補修工事の着手を何時にするのか？ * 設備の復旧からか？ * 危険箇所の復旧等の事前協議が必要である。
17) 警備	① 出入り口を1～2ｹ所に制限して、24時間体制でﾊﾟﾄﾛｰﾙを実施します。	
18) 危険除去と応急措置	① 建物の破損箇所で、応急対応が可能な部分については、危険除去のため措置をします。	20) 破損箇所の応急対応等は管理規約等に明記します。

3] MLCP策定委員会・第9回の協議風景

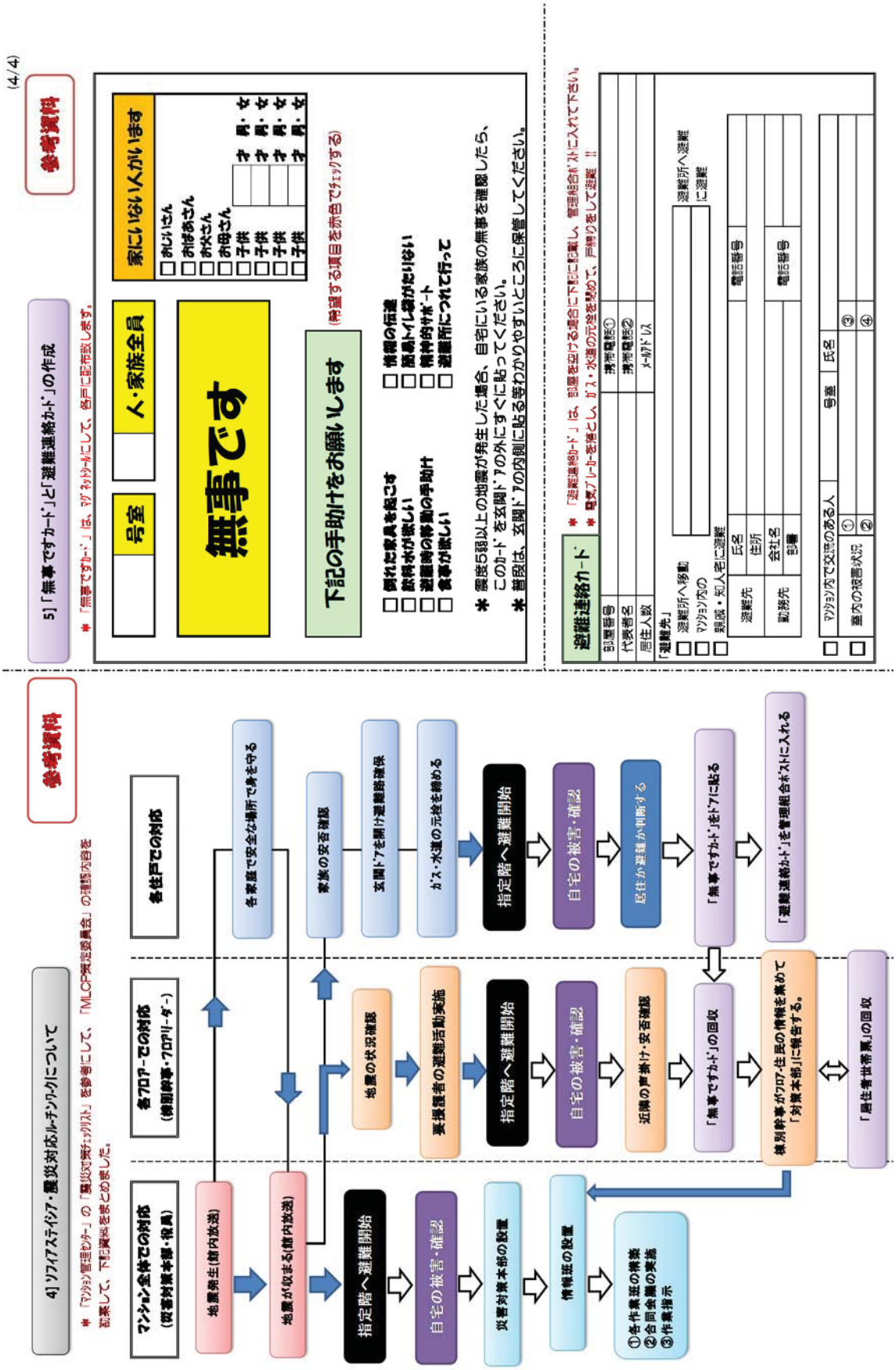
(4/4)
4) ソフィアステイジア・震災対応ルーチンワークについて
参考資料
＊「マンション管理センター」の「震災対策チェックリスト」を参考にして、「MLCP実行委員会」の活動内容を記載して、下記資料をまとめました。
マンション全体での対応
(災害対策本部・役員)
各フロアーでの対応
(棟別幹事・フロアリーダー)
各住戸での対応
地震発生(館内放送)
地震が収まる(館内放送)
指定階へ避難開始
自宅の被害・確認
災害対策本部の設置
情報班の設置
①各作業班の稼働
②合同会議の実施
③作業指示
地震の状況確認
要援護者の避難活動実施
指定階へ避難開始
自宅の被害・確認
近隣の声掛け・安否確認
「無事ですカード」の回収
棟別幹事がフロア住民の情報を集めて「対策本部」に報告する。
「居住者世帯票」の回収
各家庭で安全な場所で身を守る
家族の安否確認
玄関ドアを開け避難路確保
ガス・水道の元栓を締める
指定階へ避難開始
自宅の被害・確認
居住が避難か判断する
「無事ですカード」をドアに貼る
「避難連絡カード」を管理組合ボストに入れる
5)「無事ですカード」と「避難連絡カード」の作成
参考資料
＊「無事ですカード」は、マグネットシールにして、各戸に配布致します。
号室
人・家族全員
無事です
家にいない人がいます
□おじいさん
□おばあさん
□お父さん
□お母さん
□子供 才 男・女
□子供 才 男・女
□子供 才 男・女
□子供 才 男・女
下記の手助けをお願いします
(希望する項目を赤色でチェックする)
□倒れた家具を起こす
□飲料水が欲しい
□避難時の移動の手助け
□食事が欲しい
□情報の伝達
□簡易トイレ袋がたりない
□精神的サポート
□避難所につれて行って
＊震度5弱以上の地震が発生した場合、自宅にいる家族の無事を確認したら、このカードを玄関ドアの外にすぐに貼ってください。
＊普段は、玄関ドアの内側に貼る等わかりやすいところに保管してください。
避難連絡カード
＊「避難連絡カード」は、部屋を空ける場合に下記に記載し、管理組合ボストに入れて下さい。
＊母親グループを通じ、ガス・水道の元栓を閉めて、戸締りをして避難 !!
部屋番号
代表者名
居住人数
携帯電話①
携帯電話②
メールアドレス
「避難先」
□避難所へ移動
□マンション内の親戚・知人宅に避難
避難所へ避難に避難
避難先
住所
勤務先
会社名
部署
電話番号
マンション内で交流のある人
号室
氏名
室内の被害状況
①
②
③
④

MLCP通信 ： 第 10号

平成26年12月 23日
ﾘﾌｨｱｽﾃｲｼｱ管理組合
MLCP策定委員会

「MLCP通信編集部」
佐藤/浜口
発行　No. 010

「委員会ﾒﾝﾊﾞｰ」　(敬称略)

	策定委員		ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ	MALCA
1	安部俊一	吉川祝秋	高石慎一	飯田太郎
2	前田　勝	平田　侔	和久田孝志	吉野美幸
3	堺　好雄	高田俊子	高野成彦	浜口加津子
4	高橋邦夫	吉田幸子	長谷部誠	
5	柴田　茂	小澤稔夫	井ノ口康之	
6	佐藤輝雄		鈴木和美	

(20名・構成)

「注記」

①	H26・12・10日、MALCA指導による第10回MLCP策定委員会にﾒﾝﾊﾞｰが参加しました。
②	MALCA指導による、詳細は別途ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを作成して、全戸配布致します。

件名：	大地震発生から1週間程度の対応の全体ｲﾒｰｼﾞの検討

1. 条件設定

① 地震発生時から概ね7日目程度までの過程を時系列的にｲﾒｰｼﾞし、どのような問題があるのかを考えます。

② 状況想定は、冬の平日

- ＊ 14時（午後2時）
- ＊ 震度6強～7の地震が発生
- ＊ 津波が無い場合
- ＊ 津波が有る場合のそれぞれについて、検討します。

2. 津波被害が無い場合の総括表

時系列		[1] 大地震発生～1時間 ＊14時を想定	[2] 大地震発生1時間～15時間後 15時～翌日(日昇時まで)	[3] 大地震発の翌朝(2日目) ＊2日目以降は、日昇時間以降～翌日昇までを1日と換算する。	[4] 大地震発　3日目～
[A]津波被害が無い場合	主なリスク	① 揺れによる負傷、心身のｼｮｯｸ状態、火災 ② 建物・設備の破損、ﾗｲﾌﾗｲﾝの停止 ③ 公的機関の機能不全	① 情報不足による混乱拡大 ② 対応の遅れによる被害拡大 ③ 救急等の機能不全による負傷者対応 ④ 要援護者・帰宅困難世帯への対応	① 情報・ｺﾐﾆｭｹｰｼｮﾝ不足 ② 在宅避難か外部避難か等の対応策の不一致等による混乱-->不安の増幅 ③ 資機材の不足による在宅避難の困難拡大	① 食料等の物資不足 ② 健康・衛生管理上の問題発生 ③ 居住者間の不和-->復旧・復興への支障に、
	基本ﾃｰﾏ	① 各自の安全確保 (ｹｶﾞをしない・火事を出さない) ② 安否確認 ③ 弱者支援 ④ 救助・救出	① 被害・混乱拡大の防止 ② 不安の軽減・除去 ③ 在宅避難体制への移行 ④ 負傷者・急病者への応急救護	① 在宅避難生活の開始/ｺﾐﾆｭｹｰｼｮﾝ ② 被害状況の確認 ③ 建物・設備破損箇所の応急復旧、安全確保 ④ 警備・安全対策の徹底	① 共助の徹底と復旧復興の下地づくり ② 在宅避難ﾙｰﾙの徹底 ③ 職場復帰者のための条件整備 ④ 行政等との折衝
	各住戸の対応	① ｹｶﾞをしない・火事を出さない ② 落ち着いて自分と家族の身の安全を守る ③ 脱出口の確保、TV/ﾗｼﾞｵ等で情報入手・家族と連絡を取る ④ 指定避難場所に集合、避難完了掲出・安否確認	① ﾄｲﾚ等の排水禁止・自宅の片付け等と並行して近隣の安否確認・救助救出に協力 ② 各世帯の被害状況を班長・本部等に報告	① 住戸内の片付け ② 各世帯での方針の相談 ③ ﾌﾛｱ単位での居住者の相互支援・協力	① 各世帯で3日間程度を乗り切る方法の検討 ② 居住者の相互協力による健康管理・衛生管理などの実施 ③ 被害の軽微な世帯は、共用部分の片付け、共同炊事等、在宅避難生活の援助にあたる。
	対策本部の対応	① 防災役員は管理室前に参集 ② 「防災箱」の指示書に基づき、役割分担をして行動に入る ③ 本部の情報集約機能を作る ④ 各棟・ﾌﾛｱの安否確認・救助救出を指導	① 本部機能の確立 ② 正しい情報の入手と居住者への対応 ③ 安否情報・破損状況等の集約 ④ 負傷者・急病者への応急救護 ⑤ 市役所等との密接な連絡	① 市役所等への支援要請 ② 罹災証明発行等の公的支援を受ける準備 ③ 建物・設備破損箇所の応急復旧、安全確保	① 状況の分析と方針の検討-->居住者に伝達 ② ﾌﾛｱ代表者等による会議も検討 ③ 復旧復興の話し合いを開始 ④ 市役所へ救援物資の供給要請

3. 津波被害が有る場合の総括表

時系列		[1] **大地震発生～1時間** ＊14時を想定	[2] **大地震発生1時間～15時間後** 15時～翌日(日昇時まで)	[3] **大地震発の翌朝(2日目)** ＊ 2日目以降は、日照時間以降～翌日昇までを1日と換算する。	[4] **大地震発　3日目～**
[B]津波被害が有る場合	主なリスク	① 揺れによる負傷、心身のｼｮｯｸ状態、火災 ② 建物・設備の破損、ﾗｲﾌﾗｲﾝの停止 ③ 公的機関の機能不全 ④ 浸水した住居は当面居住不能	① 情報不足による混乱拡大 ② 対応の遅れによる被害拡大 ③ 救急等の機能不全による負傷者対応 ④ 要援護者・帰宅困難世帯への対応 ⑤ 津波被害の影響拡大・衛生状態の悪化等 ⑥ 漂着車両からの出火ﾘｽｸ	① 情報・ｺﾐﾆｭｹｰｼｮﾝ不足 ② 在宅避難か外部避難か等の対応策の不一致等による混乱-->不安の増幅 ③ 資機材の不足による在宅避難の困難拡大	
	基本テーマ	① 各自の安全確保 1～5階の居住者は、指定避難場所へ避難 ② 6階以上の居住者は、安否確認と弱者支援・救助救出に当たる。	① 津波被害を受けた住戸・世帯への人道的支援 ② 津波漂着物等の危険除去 ③	① 津波被害を受けた住居・共用部分の片付け ② 浸水箇所の片付け・消毒等 ③	
	各住戸の対応	① ｹｶﾞをしない・火事を出さない ② 落ち着いて自分と家族の身の安全を守る ③ 脱出口の確保、TV/ﾗｼﾞｵ等で情報入手・家族と連絡を取る ④ 指定避難場所に集合、避難完了掲出・安否確認 ⑤ 1～5階の居住者は、身の回り品を持って指定避難場所へ避難(電気ﾌﾞﾚｰｶｰを落とし施錠しない)	① ﾄｲﾚ等の排水禁止・自宅の片付け等と並行して近隣の安否確認・救助救出に協力 ② 各世帯の被害状況を班長・本部等に報告 ③ 避難者への給食給水、衣類・寝具、簡易ﾄｲﾚ等の人道的支援	① 津波被害を受けた人への支援 ② ﾌﾛｱ単位での共同炊事の実施	
	対策本部の対応	① 防災役員は管理室前に参集 ② 「防災箱」の指示書に基づき、役割分担をして行動に入る ③ 本部の情報集約機能を作る ④ 各棟・ﾌﾛｱの安否確認・救助救出を指導 ⑤ 災対本部の他に、各棟の臨時指導部を設置(浸水の間は、棟間移動が不可能のため)	① 災対本部の他に、各棟の臨時指導部を設置(浸水の間は、棟間移動が不可能のため) ② 本部は、市役所等との連絡を密にして対応を協議(外部避難も視野にいれる) ③ 漂着車両からﾊﾞｯﾃﾘｰﾋｭｰｽﾞを除去	① 全居住者による浸水箇所への対応 ② 片付け、衛生管理	① 復旧復興への話し合いを始める ② 市役所へ救援物資の供給要請

4. 津波警報が無い場合の、初動動作

時系列	[0] **大地震発生～10分程度の初動動作** ＊14時を想定		
地震発生時の各戸の対応	① ｹｶﾞをしない・火事を出さない ☛ 消防・救急が来ない前提	④ 出火しても揺れが収まるまでうごかない ☛ 近隣に大声で知らせ消火する	⑦ 情報機器が使えるか確かめる ☛ TV・ﾗｼﾞｵ等で情報を入手(特に津波警報)
	② 落ち着いて自分と家族の身の安全を守る ☛ 特に頭を守る(机の下に隠れる等)	⑤ 玄関ﾄﾞｱを開け、脱出口を確保 ☛ あわてて外に飛び出さない	⑧ 家族や親しい人との連絡 ☛ 伝言ﾀﾞｲﾔﾙ、携帯ﾒｰﾙ等を利用
	③ ｶﾞﾗｽ等でｹｶﾞをしないため履物をはく	⑥ ｹｶﾞの場合、玄関に移動し助けを求める	⑨ 避難完了ｼｰﾙを掲出し、ﾌﾛｱの指定避難場所に集合する

4. 各ｶﾃｺﾞﾘｰでの時系列対応(津波が無い場合)

時系列		[1] 大地震発生～1時間 ＊14時を想定	[2] 大地震発生1時間～15時間後 15時～翌日(日昇時まで)	[3] 大地震発の翌朝(2日目) ＊ 2日目以降は、日照時間以降～翌日昇までを1日と換算する。	[4] 大地震発　3日目～
［B］津波警報等が無い場合	各戸・世帯の対応		① 市役所又は災害対策本部から特別な指示がない場合は、自宅ﾏﾝｼｮﾝで生活を続ける ② 住戸内の片付け　☛ 安全な場所を作る ③ ﾄｲﾚ・風呂・炊事等の排水は通知するまで使用禁止とする ④ 負傷、体調不良等により自宅ﾏﾝｼｮﾝで生活継続が難しい人は、対策本部に申し出て相談する ﾏﾝｼｮﾝ内の、ｶﾞｰﾃﾞﾝｻﾛﾝ、ｷｯｽﾞﾙｰﾑ、ｺﾐﾆｭﾃｨﾗｳﾝｼﾞ等に受け入れる。又は福祉避難所、病院等へ搬送する。	① 在宅避難生活の開始 ☛ ﾄｲﾚ・炊事等の工夫 ② 住戸内の片付け ☛ ｺﾞﾐ等をﾊﾞﾙｺﾆｰで保管 ③ 世帯として、今後の方針を相談 ☛ a)全員で在宅生活を継続、b)親戚・知人宅に避難 c)避難所に避難、d)一部外部避難	① 各世帯で3日間程度の被災生活方法を考え計画的に乗り切る ☛ 職場復帰する人がいる世帯は、班長と対策本部に届け出る
	各棟やﾌﾛｱの対応	① ﾄﾞｱに「避難完了」を貼り、各ﾌﾛｱの指定避難場所に集まる ☛ 「防災箱」から各ﾌﾛｱの「安否確認表」を取り出し壁に貼る ② 参集していない住戸の状況確認 ☛ 安否確認表に記入する ③ 救出・救護が必要な住戸について「救出・救護班員」と共に対応する	① 安否確認表の情報内容を確認し、ﾌﾛｱの居住者の状況を把握する ☛ 対策本部に報告する ② 建物・設備の破損状況を確認、可能な範囲で安全策等の応急措置をする ☛ 対策本部に報告する ③ 廊下・階段等の照明を確保	① ﾌﾛｱごとの世帯の状況把握と相互支援 ☛ 未帰宅者、高齢者・幼児等 ② 破損箇所の応急措置 ☛ 撤去、立ち入り禁止等 ③ 共同炊事等 ④ 清掃、衛生管理の徹底、構内・ﾌﾛｱ内の巡回警備	① 居住者の相互協力による健康管理 ☛ 健康状態に問題がある場合は早めに対応 ② 棟内、ﾌﾛｱ内の消毒
	対策本部の対応		① 本部としての業務実施体制を整える ☛ 事務机・ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ・照明・情報機器等 ② 正確な情報を居住者へ伝達、指示を行う ③ 照明の設置 ☛ 照明は、自動車・ﾊﾞｲｸのﾗｲﾄ、ﾊﾞｯﾃﾘｰの確保 ④ 給食・給水等を始める ☛ ｼﾞｭﾆｱﾚｽｷｭｰ隊への指示等 ⑤ 居住者の安否情報、建物破損状況を集約する ⑥ 横須賀市、避難所運営委員会等と連絡を取り全般的な情報把握をする ☛ 傷病者、弱者等の対応を協議支援を要請 ⑦ 警備、ﾊﾟﾄﾛｰﾙを実施する	① 状況分析と方針の判断、ﾏﾝｼｮﾝ全体の巡回警備 ② 横須賀市、避難所運営委員会等との協議物資等の要請 ③ 罹災証明の発行等の公的支援を受けるために必要な手続きを始める ④ 仮設ﾄｲﾚの設置	① 組織体制の変更 ☛ 情報班・給食給水班は維持する ② 消火班・避難誘導班・救出救護班は ☛ 健康維持班・設備救護班・警備班に再編 ③ 生活ﾏﾅｰ・ﾙｰﾙの徹底 ④ 市役所等、避難所運営委員会等との折衝 ⑤ 要援護者等の心身のｹｱ ⑥ 被害箇所の点検と応急措置、立入禁止措置 ⑦ 出入りの管理、外部避難者の連絡先の把握 ⑧ 市役所等の機能回復に対応する緊密な折衝 ⑨ 被害状況と見通しについての把握 ☛ 居住者への伝達(棟単位の説明会の開催) ☛ 各ﾌﾛｱ代表等による全体会議も検討
	ＭＬＣＰ委員の意見				

(4/5)

5. 各ｶﾃｺﾞﾘｰでの時系列対応(津波が有る場合)

時系列		[1] 大地震発生～1時間 ＊14時を想定	[2] 大地震発生1時間～15時間後 15時～翌日(日昇時まで)	[3] 大地震発の翌朝(2日目) ＊2日目以降は、日照時間以降～翌日昇までを1日と換算する。	[4] 大地震発　3日目～
［B］津波警報等が発令された場合	各戸・世帯の対応	発災後数分以内に、津波警報が発令された場合 ① 6階以上の居住者 ☛ 5階以下の避難者の内、要援護者等を住戸内に保護するなとの対応をする ② 5階以下の居住者 ☛ 直ちに上層階の指定避難場所に避難するｹｶﾞ人や災害弱者がいる場合、ためらわず近隣の人に助けを求め避難 ③ 近隣に助けが必要な人がいたら迅速に避難する ☛ 「避難完了」ｼｰﾙを玄関ﾄﾞｱに張る	6階以上の居住者の対応 ① ﾌﾛｱごとに、各階の廊下等で冷静に避難する ☛ 傷病者等は避難誘導班員に申し出て相談 ② 津波の被害状況、今後の発生可能性等により対策本部の指示に基づき津波の心配の無い階の居住者は自宅住居に戻る ③ 津波浸水した住戸は、警報解除まで6階以上の共用廊下又は知人の住戸に避難する ④ 避難者への給食給水、衣類・寝具等の提供、簡易ﾄｲﾚの使用等について人道的に配慮する	再津波の危険無し ① 浸水被害の無い住居は、自宅の整理をする他、被害を受けた共用部分・敷地等の片付けに協力する ② 浸水被害を受けた住戸は、被害状況により自宅の片付け、清掃、消毒をする必要に応じて6階以上の知人宅に一時避難する 危険有り ① 津波被害を受けなかった階の居住者は避難者への人道的対応をする	① 津波浸水被害を受けた住戸 ☛ 被害無しの住戸に一時避難する ② 津波浸水被害を受けなかった住戸 ☛ 津波被災住戸の住民を一時受け入れ人道的生活支援を行う
	各棟やﾌﾛｱの対応	① 6階以上の居住者 ☛ 5階以下の避難者の内、要援護者等を住戸内に保護するなとの対応をする ② 5階以下の居住者 ☛ 声をかけあい、弱者等を助けながら指定の避難場所に集合 ☛ 未確認住戸・未集合者について「救出・救護班」と共に住戸の確認、救出を実施	① 各棟間の往来が出来るまで、棟単位の臨時指導部が、本部と無線連絡を取りながら避難者等の行動等を指導する	再津波の危険無し ① 各棟ごとに浸水被害を受けた箇所の片付け、清掃、消毒等をする 危険有り ① ﾌﾛｱごとに共同炊事等を行う	① 各棟の班長間で津波被災住戸の支援策を協議し対策本部に報告する
	対策本部の対応	① 震度5弱以上又は必要と思われる場合は、防災役員はいったん管理室前に集合 ② 防災箱を開き、指示書により各自の役割を確認し行動を開始 ③ ｽｶｲﾗｳﾝｼﾞに全体の災害対策本部を設置 ☛ 安否・被害状況等の情報集約、市役所等との連絡、各担当者への指示、居住者への指示等 ④ 各棟間の往来が出来るまで、各棟に臨時指導部を設置する	① 本部としての業務実施体制を整える ☛ 事務机・ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ・照明・情報機器等 ② 正確な情報を居住者へ伝達、指示を行う ③ 4棟を統括するための本部機能を維持する ④ 浸水等の状況に応じて、津波の危険の無い階の避難者への帰宅指示をする ⑤ 避難者の生活維持に必要な支援を市役所などに要請する ⑥ 津波漂着物の有無点検、自動車等の漂着物があればﾊﾞｯﾃﾘｰﾋｭｰｽﾞを除去する等、発火防止策を講じる	再津波の危険無し ① 浸水被害を受けた箇所の調査、片付け清掃、消毒等の方針を検討する ② 被害状況に応じて外部避難も検討する ③ 浸水被害を受けた住戸の把握、該当居住者の一時受け入れ先の調整 ④ 津波漂着物の撤去、清掃、衛生管理 危険有り ① 浸水被害を受けた住戸の把握、該当居住者の一時受け入れ先の調整	① 被災住戸と未被災住戸間の連絡調整、各棟班長間の総合調整 ② 津波漂着物の撤去、・衛生管理
議事録から抜粋		① 津波の地震発生後の到達時間は、「波高」 ☛ 東京湾北部地震　10 分　2 m ☛ 武山断層地震　15 分　連動 4 m ☛ 南海ﾄﾗﾌ地震　40 分 ☛ 相模ﾄﾗﾌ地震　30 分 ② 防災会役員はｾｶﾝﾄﾞｺｰｽﾄに集中しており、指揮者の確保と各棟が孤立する事は避ける	③ 各班が指定避難場所に防災箱を設置し「指示書」「備品等」は後日決定する ④ 要援護者は4階以下で、介助がないと動けないひとが2名、障害者が数人おり、避難行動の担当を定め、ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝが大事である ⑤ 各家庭には、LEDﾗﾝﾀﾝを備蓄してもらう、¥2,000円程度、単4電池2本で100時間もつ	⑥ 蓄光塗料を利用した避難ﾙｰﾄも検討課題である ⑦ 津波が引いた後の残置物の撤去、汚物の清掃衛生管理も重要検討課題であり、消毒薬剤の備蓄も必要になる ⑧ 免震室に海水が溜まり排水のために、耐海水用の排水ﾎﾟﾝﾌﾟの準備も必要になる	⑨ 平日の昼間は、管理人・売店ｽﾀｯﾌも要援護者の避難を手伝ってもらう(管理会社との協定) ⑩ 災害対策本部が立ち上がるまでには、2日程度かかるため ☛ 臨時組織-->平日組織-->本部組織の構築となるのではないか

6. MLCP策定委員のご意見

（順不動）

掲示不要

MLCP策定委員のご意見

「柴田さん」

① 受け入れ物資の保管場所、受け入れ方法
分配などの管理方法も検討課題である。

② 必要に応じた、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの受け入れ体制も
事前協議が必要。

③ 夜間も含めた、災害用ﾄｲﾚの設置、防犯体制
はどうするのか？
- ☛ ﾄｲﾚの設置場所
- ☛ 子供・女子ﾄｲﾚ
- ☛ ﾄｲﾚまでの安全ﾙｰﾄ・照明
- ☛ 防犯体制

佐藤が
ﾏﾆｭｱﾙを作成
皆で検討。

④ 貯水槽が破断、貯水槽給水の枯渇などの
場合、拠点給水場所までの引き取りは
どのように構築するのか ？
- ☛ 20Lﾎﾟﾘ容器を備蓄し、ﾄﾗｯｸで引き取り
可能か事前調査が必要
- ☛ 1個/一人であれば、その都度住民に
負担がかかる

⑤ MALCAの「逃げないで留まる」の
資料が添付されていました。

「前田さん」

① 常備薬服用者の健康管理をどのように指導し
常備薬の確保をｱﾄﾞﾊﾞｲｽする
- ☛ 薬剤保管ﾎﾞｯｸｽの紹介
- ☛ 有病者ｶｰﾄﾞの作成(MLCP通信:第7号4/4
ﾍﾟｰｼﾞに記載)
- ☛ 全居住者の住民証明ｶｰﾄﾞと上記ｶｰﾄﾞを
合体して、全員が保持する等を検討する

② 共用廊下などの通路の確保
- ☛ 特に外部避難者が殺到した場合、大混乱と
なる恐れがあります。　運用方法を検討
する必要があり。

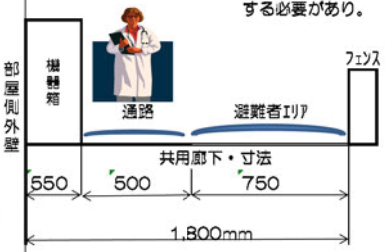

③ 給食・給水支援の基準作成
- ☛ 佐藤がﾏﾆｭｱﾙを作成し皆で検討。

④ 津波漂着物の撤去(廃棄物・瓦礫等)した
保管場所はどこか ？

⑤ 高齢在老者の支援対策
- ☛ 高齢在老者
- ☛ 障害者
- ☛ 乳幼児・児童
- ☛ 妊産婦
- ☛ 外国人
- ☛ 在宅療養者

佐藤が
ﾏﾆｭｱﾙを作成
皆で検討。

「平田さん」

① 横須賀市の立地条件から
- ☛ 米軍の基地　及び
自衛隊の基地があり、他地区から見ても
支援が受けやすいと見られますが
災害が大きくなれば、支援者は他地区
の支援活動に分散され、当面の支援は
期待できない。

② 対策本部を中心に暫くは在宅避難を中心に
生活維持を図り、道路・電気・ｶﾞｽ・水道の
ｲﾝﾌﾗの整備と復興状況の進展を見ながら
ﾏﾝｼｮﾝ全体を一つの街・運命共同体として
暮らして行く事が大事であると理解している

③ 津波被害を受けた場合の対応
- ☛ 各戸の対応として、災害対策本部からの
指示は、厳守し勝手な行動は慎むべき
と考えます。
- ☛ 対策本部の対応としては
内・外部の状況の最新情報の把握と
居住者への適切な指示を期待して
おります。

MLCP通信 ： 第 11号

平成27年1月 23日
ﾘｿﾞｰﾄｱｽﾃｲｼｱ管理組合
MLCP策定委員会

「MLCP通信編集部」
佐藤/浜口
発行　No. 011

「委員会ﾒﾝﾊﾞｰ」　(敬称略)

	策定委員		ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ	MALCA
1	安部俊一	吉川祝秋	高石慎一	飯田太郎
2	前田　勝	平田　侔	和久田孝志	吉野美幸
3	堺　好雄	高田俊子	高野成彦	浜口加津子
4	高橋邦夫	吉田幸子	長谷部誠	
5	柴田　茂	小澤稔夫	井ノ口康之	
6	佐藤輝雄		鈴木和美	

(20名・構成)

「注記」

①	H26・12・21日、MALCA指導による第11回MLCP策定委員会にﾒﾝﾊﾞｰが参加しました。
②	MALCA指導による、詳細は別途ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを作成して、全戸配布致します。

件名：	*防災箱(ｽﾀｰﾀｰｷｯﾄ)と指示書について*

[1] 防災箱の役割と配置場所

① 防災箱(ｽﾀｰﾀｰｷｯﾄ)は、大地震等の災害発生時にﾏﾝｼｮﾝ内に滞在する役員が、誰でも迅速に
＊ 災害対策本部の設置　＊ 安否確認、初期消火、負傷者救助等の初動対応を始める
事ができるようにするためのものです。

② 「本部用防災箱」は、

1)	管理事務室前	に配置します。
2)	ｽｶｲﾗｳﾝｼﾞ	に配置します。

③ 「各棟の防災箱」は、

1)	各棟の6階	に配置します。

[2] 本部用指示書、項目[A]で示す

① 本部用指示書は、A4版20枚程度で構成します。(ｲﾒｰｼﾞ参照)

② 防災箱の一番上に「指示書」を入れてあります。
管理室前・ｽｶｲﾗｳﾝｼﾞに最初に来た防災役員は本部用「防災箱」を開き、「指示書」を
取り出して壁に張ります。(ｶﾞﾑﾃｰﾌﾟ等も防災箱に収納)

[2] 本部用指示書、項目[A]で示す

③ 指示書に基づき初期の活動を始めます。

[3] 各棟の指示書

① 本部を設置したら、本部要員以外の防災役員は「役割分担表」に基づき
各棟の配置に付きます。

② 6階に設置した「棟別防災箱」を開き、棟の指示書を基に、

1)	安否確認
2)	被害状況確認を開始する。

防災役員の活動基準

① 防災役員は、震度5弱以上の地震が発生したら、家族・自宅の安全確保、津波警報等
の有無を確認し速やかに「管理室前」に集合します。

津波警報等が発令された場合は、各棟の低層階居住者を6階への避難誘導、
特に弱者の避難支援しながら、自宅棟の6階以上の班別指定避難場所に
避難する。棟の防災箱内の「指示書」により活動します。

② 最初に「管理室」前に来た「防災役員」が「本部用防災箱」を開けて
「本部用指示書」を取りだし壁に貼ります。

③ 「事前に定めてあるﾘｰﾀﾞｰ」が未着の場合は、最初に防災箱を開けた人が
臨時に指揮を取ります。

④ 要員が足りない場合は、一般の居住者に協力を求めます。

＊ 指示書は、あくまでも初動期の活動をｽﾑｰｽﾞに始めるための道具であります。

防災箱(スターターキット)による初期対応のイメージ
「発災当初の数時間」

5分以内の活動

10分以内の活動

1時間以内の活動

地震発生

防災役員は家族の安全確保後、管理室前に集合（5分以内）

この時点までに津波の有無が確認できる

津波警報無し（5分以内）

「本部防災箱」を開け
指示書と機材を取りだす

① 「自走式駐車場屋上」に「災害対策本部」を設置。
② 本部用テント設営(机・椅子・照明)
③ 本部指揮者--3名
情報班--3名を指揮
④ 他の人員は各棟に配置

「本部指示」

各棟の班長及び負傷者のいない世帯の住民は各棟6階の「防災箱」前に集合（10分以内）

各棟「防災箱」を開け
指示書と機材を取りだす

① 各棟6階エレベーター前を「棟指揮所」とする。
② 各班「安否確認表」の本部提出
③ 各班長は自班の指定避難場所ボードに「安否確認表」を掲示する。

津波警報あり（5分以内）

「本部指示」

「本部防災箱」を開け
指示書と機材を取りだす

① 「スカイラウンジ」に「災害対策本部」を設置。
② 本部用テント設営(机・椅子・照明)
③ 本部指揮者--3名
情報班--3名を指揮
④ 他の人員は各棟に配置

各棟の班長及び負傷者のいない世帯の住民は各棟6階の「防災箱」前に集合（10分以内）

各棟「防災箱」を開け
指示書と機材を取りだす

① 各棟6階エレベーター前を「棟指揮所」とする。
② 各班「安否確認表」の本部提出
③ 各班長は自班の指定避難場所ボードに「安否確認表」を掲示する。

[本部の活動・指揮]

「指示書・記載事項」及び「本部指示」に従い「本部指揮者」は、以下の指揮を取る。

「本部役員」は、双眼鏡で各棟の動向を確認し、無線機で「棟担当防災役員、及び各班長」に以下の指示を行う。

① 班別・指定避難場所に集合-> 要援護者の避難支援
② 出火の有無確認-> 初期消火の開始
③ 死傷者の有無確認-> 救助・救護の開始
④ 班内全戸の安否確認-> 確認結果の報告
⑤ 情報班は携帯ラジオ等で外部情報を収集

津波警報あり

⑥ 「津波警報」確認後津波避難指示
⑦ 津波監視開始
⑧ 津波避難終了後は、棟間移動は禁止

[各棟・班長の活動・指揮]

「指示書・記載事項」及び「本部指示」に従い防災会「棟指揮者」及び各班長は、以下の指揮を取る。

① 指定避難場所に避難指示、避難支援(5～10分以内)
② 初期消火(5～10分以内)
③ 負傷者救助・救護(5～10分以内)
④ 班内全戸の安否確認(30分以内)
⑤ 班内施設、破損箇所の確認(60分以内)
⑥ 必要に応じて本部に救援要請(随時)

原則として全世帯が「ソフィアステイシア」で生活の継続を目指す。

(3/4)
指示書の構成イメージ
「指示書による活動計画」
[B]
各棟の「防災箱」を開き
指示書により活動を
開始する。
[B1]
棟の安否確認表とフロア平面図と模造紙を1階エレベーターホールに貼る。
① 各フロアの安否確認表を貼る。
② 各戸の状況の確認
③ 確認できた住戸は「避難完了」を貼る
④ 傷病者等を共助・支援
⑤ 住居ドアの解錠等は本部と協議
⑥ 傷病者等の処置も本部と協議
⑦ フロア安否確認表に記入
[B2]
各フロアの被害状況等をフロア平面図又は模造紙に記入する。
各フロアの安否確認情報と被害情報を1階の棟の安否確認表と模造紙に記入し情報を集約する。
「本部に情報集約」
「指示書の付属図・資料」
[C]
「指示書」の付属図版等添付。
[C-1]
「本部配置図」
[C-2]
「防災箱」の収納品

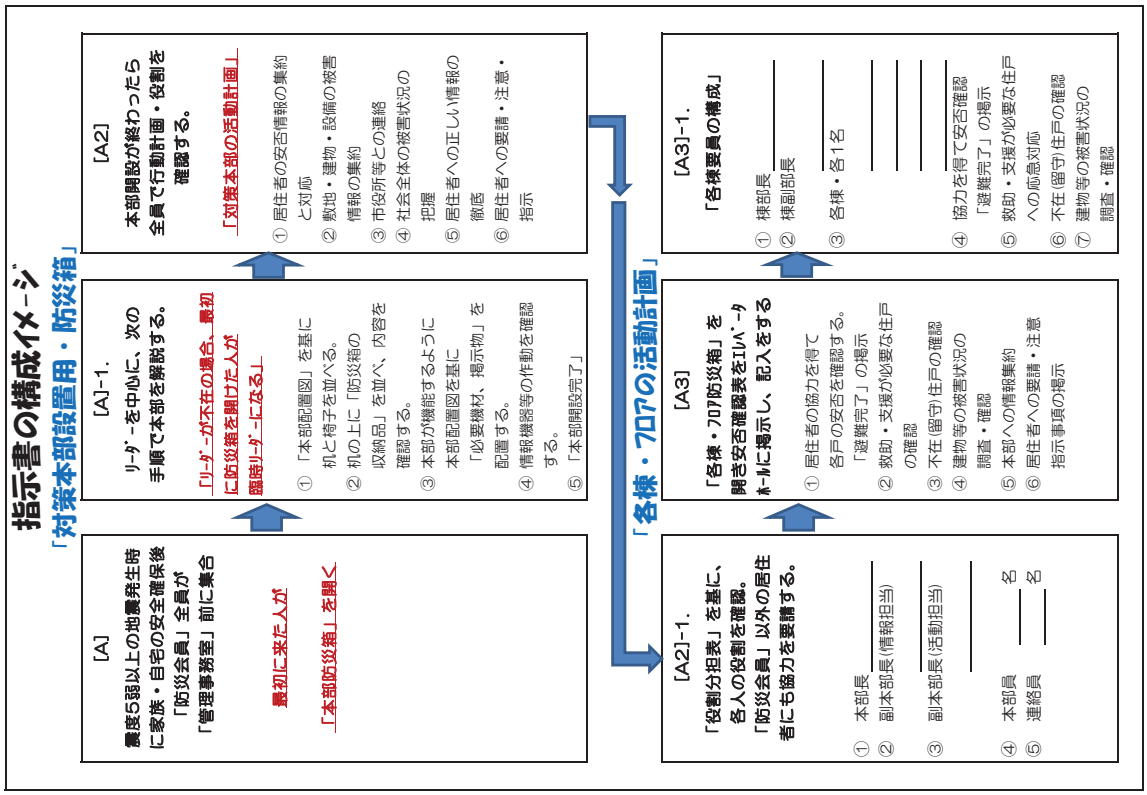
指示書の構成イメージ
「対策本部設置用・防災箱」
[A]
震度5弱以上の地震発生時に家族・自宅の安全確保後「防災会員」全員が「管理事務室」前に集合
最初に来た人が
「本部防災箱」を開く
[A]-1.
リーダーを中心に、次の手順で本部を解説する。
「リーダーが不在の場合、最初に防災箱を開けた人が臨時リーダーになる」
① 「本部配置図」を基に机と椅子を並べる。
② 机の上に「防災箱の収納品」を並べ、内容を確認する。
③ 本部が機能するように本部配置図を基に「必要機材、掲示物」を配置する。
④ 情報機器等の作動を確認する。
⑤ 「本部開設完了」
[A2]
本部開設が終わったら全員で行動計画・役割を確認する。
「対策本部の活動計画」
① 居住者の安否情報の集約と対応
② 敷地・建物・設備の被害情報の集約
③ 市役所等との連絡
④ 社会全体の被害状況の把握
⑤ 居住者への正しい情報の徹底
⑥ 居住者への要請・注意・指示
「各棟・フロアの活動計画」
[A2]-1.
「役割分担表」を基に、各人の役割を確認。「防災会員」以外の居住者にも協力を要請する。
① 本部長＿＿＿＿＿＿
② 副本部長(情報担当)＿＿＿＿＿＿
③ 副本部長(活動担当)＿＿＿＿＿＿
④ 本部員＿＿＿＿名
⑤ 連絡員＿＿＿＿名
[A3]
「各棟・フロア防災箱」を開き安否確認表をエレベータホールに掲示し、記入をする
① 居住者の協力を得て各戸の安否を確認する。「避難完了」の掲示
② 救助・支援が必要な住戸の確認
③ 不在(留守)住戸の確認
④ 建物等の被害状況の調査・確認
⑤ 本部への情報集約
⑥ 居住者への要請・注意指示事項の掲示
[A3]-1.
「各棟要員の構成」
① 棟部長＿＿＿＿＿＿
② 棟副部長＿＿＿＿＿＿
③ 各棟・各1名＿＿＿＿＿＿
④ 協力を得て安否確認「避難完了」の掲示
⑤ 救助・支援が必要な住戸への応急対応
⑥ 不在(留守)住戸の確認
⑦ 建物等の被害状況の調査・確認

指示書の構成イメージ

「指示書の付属図・資料」

[C-3]

「本部用の資機材と
保管場所

[C-4]

居住者への要請・
注意・指示
事項

(掲示又は配布物)

[C-5]

「役割分担表」

「指示書の付属図・資料」

[C-6]

棟とﾌﾛｱの
安否確認表

ﾌﾛｱ平面図等

MLCP通信 ： 第 12号

平成27年1月 25日
ﾘﾌｨｱｽﾃｲｼｱ管理組合
MLCP策定委員会

「MLCP通信編集部」
佐藤/浜口
発行　No, 012

「委員会ﾒﾝﾊﾞｰ」　(敬称略)

	策定委員		ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ	MALCA
1	安部俊一	吉川祝秋	高石慎一	飯田太郎
2	前田　勝	平田　侔	和久田孝志	吉野美幸
3	堺　好雄	高田俊子	高野成彦	浜口加津子
4	高橋邦夫	吉田幸子	長谷部誠	
5	柴田　茂	小澤稔夫	井ノ口康之	
6	佐藤輝雄		鈴木和美	

(20名・構成)

「注記」

①	H27・1・7日、MALCA指導による第12回MLCP策定委員会にﾒﾝﾊﾞｰが参加しました。
②	MALCA指導による、詳細は別途ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを作成して、全戸配布致します。
３	桜田・内閣府防災担当、小貫・横須賀市危機管理課長、石川ｱﾙﾊﾟｯｸ殿の参加を得て意見を述べて頂きました。

件名：　「ﾘﾌｨｱｽﾃｲｼｱ」のMLCP活動の取り組みについて

A]「横須賀市地域防災計画」の概要説明

1）「MALCA」飯田先生からの現状説明

配布資料の項目	説明資料の項目内容	ﾍﾟｰｼﾞ
1］「配布資料--No,2」 「横須賀市の災害対策の概要」	A) 横須賀市地域防災計画が想定する地域と被害想定 **1）想定する地震** ① 三浦半島断層群地震・ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ6.7以上。 ＊ 平成町は震度7。 ＊ 発生直後に4mの津波が到達する恐れあり。 ② 南関東地震・相模ﾄﾗﾌを震源 ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ7.9、平成町の震度7。 ＊ 発生直後に2mの津波が発生する恐れあり。 ③ 東海地震・駿河ﾄﾗﾌを震源 ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ8ｸﾗｽ ＊ 切迫性が指摘されている。	 1 1 1

(1/4)

配布資料の項目	説明資料の項目内容	ﾍﾟｰｼﾞ
1］「配布資料--No,2」 「横須賀市の災害対策の概要」	A) 横須賀市地域防災計画が想定する地域と被害想定 **2）地震の被害想定** 「被害想定条件」 ① 季節・冬 ② 発生日時・平日の18時 ③ 風速、風向き・地域ごとの平均を想定	2

種　別		項　目	単位	三浦半島断層群	南関東地震	東海地震
建物被害		全壊	棟	77,900	68,840	110
		半壊	棟	27,120	29,990	2,260
火災		焼失	棟	18,380	24,680	160
人的被害		死傷者	人	1,980	1,730	0
		負傷者	人	50,060	44,900	170
		内重傷者	人	15,270	12,120	10
避難者		1日後	人	348,770	347,680	9,390
		1ヶ月後	人	321,050	312,110	3,120
帰宅困難者		直後	人	24,410	24,410	24,410
		2日後	人	0	24,070	0
倒壊家屋からの自力脱出困難者			人	17,850	15,900	20
ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ停止台数			台	1,800	1,820	680
ﾗｲﾌﾗｲﾝ	電気(停電)		軒	216,410	225,910	380
	都市ガス(供給停止)		件	105,540	105,540	0
	LPｶﾞｽ(ﾎﾞﾝﾍﾞ被害)		本	1,560	2,050	0
	上水道(断水)		世帯	147,180	138,250	730
	下水道(機能支障)		世帯	11,550	18,110	190
	通信(不通)		回線	304,430	370,130	440
震災廃棄物			万t	1,688	1,531	15

配布資料の項目	説明資料の項目内容	ﾍﾟｰｼﾞ
1］「配布資料--No,2」 3）「横須賀市の消防力と医療体制」		2

消防力 (横須賀市消防局)	＊ 消防職員	435　人	ﾎﾟﾝﾌﾟ車	17　台
	＊ 消防団員	970　人	救急車	12　台
			救急工作車	4　台
			はしご車	5　台
			化学車	3　台

配布資料の項目	説明資料の項目内容	ﾍﾟｰｼﾞ

1］**「配布資料--No,2」**

「横須賀市の災害対策の概要」

A) 横須賀市地域防災計画が想定する地域と被害想定

3) 「横須賀市の医療体制」 3

「横須賀市地域防災計画」は、震災時に迅速かつ円滑な医療活動の実施のため次の医療活動拠点等を定めている。

種別	機能概要		医療体制	
＊ 応急救護所	①	止血や患部被覆等の応急手当	◆	救急隊が配置されている消防署及び出張所
	②	周辺の医療機関に関する情報提供		
＊ 地域医療救護所	①	震度6弱以上の震災時又は設置が必要と判断した場合に開設	◆	救急医療ｾﾝﾀｰ
			◆	ｳｴﾙｼﾃｨ市民ﾌﾟﾗｻﾞ
			◆	武山市民ﾌﾟﾗｻﾞ
	②	ﾄﾘｱｰｼﾞ	◆	横須賀総合高校
	③	熱傷、骨折、創傷、打撲等の外科的負傷者の内、軽・中等負傷者に対する応急手当	◆	北図書館
			◆	三春ｺﾐﾆｭﾃｨｾﾝﾀｰ
			◆	はまゆう会館
			◆	浦賀ｺﾐﾆｭﾃｨｾﾝﾀｰ(分館)
			◆	北下浦市民ﾌﾟﾗｻﾞ
			◆	
＊ 応急二次病院	①	被災者のうち、重傷者(妊婦を含む)を収容して応急二次医療救護を実施する(災害拠点病院を除く)	①	湘南病院
			②	横須賀共済病院分院
			③	自衛隊横須賀病院
			④	聖ｺﾛﾌﾞ病院
			⑤	うわまち病院
			⑥	衣笠病院
			⑦	浦賀病院
			⑧	久里浜医療ｾﾝﾀｰ
＊ 災害拠点病院(県指定)	①	救命医療を行うための高度診療	◆	横須賀共済病院
	②	被災地からの重症傷病者の受け入れ	◆	横須賀市立市民病院
	③	傷病者の広域後方搬送への対応		
	④	医療救護班の派遣		
	⑤	地域医療機関への応急用医療資機材の貸出		

配布資料の項目	説明資料の項目内容	

1］**「配布資料--No,2」**

「横須賀市の災害対策の概要」

A) 横須賀市地域防災計画が想定する地域と被害想定

4) 「市民が取るべき防災力の向上」 4

項目		努めるべき概要	
市民が取るべき措置	①	防災知識の向上	
	②	地域で行う防災訓練への積極的な参加	
	③	ｶﾞﾗｽ等の飛散防止措置	
	④	避難生活を継続するための最低3日分の「食糧」「飲料水」「簡易ﾄｲﾚ」その他生活用品などの非常用備蓄品の準備	
	⑤	発災時に持ち出す「非常食」「飲料水」「ﾗｼﾞｵ」「懐中電灯」「医薬品」などの非常用持ち出し品の準備	
	⑥	震災時における家族の役割分担、連絡方法、避難場所の確認等の話し合い	
非常用備蓄品の事例	①	非常食品(ﾚﾄﾙﾄ食品・ﾄﾞﾗｲﾌｰｽﾞ・栄養補助食品・菓子類)	5
	②	飲料水・生活用水(3L/1日・人を目安)	
	③	簡易ﾄｲﾚ(7日分/1人を目安)	
	④	給水用品(ﾎﾟﾘ容器・ﾊﾞｹﾂ等)	
	④	卓上ｺﾝﾛ・固形燃料	
	⑤	生活用品 ＊ 食品ﾗｯﾌﾟ ＊ おむつ ＊ ﾍﾟｯﾄ用品 ＊ ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ ＊ 生理用品 ＊ ＊ ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ ＊ 予備ﾒｶﾞﾈ ＊ ＊ 哺乳瓶 ＊ 持病薬 ＊	
非常用持ち出し品の事例	①	飲料水(携帯用飲料水)	5
	②	非常食(乾パン、ｱﾙﾌｧ化米、缶づめ)	
	③	応急医薬品(絆創膏、傷薬、鎮痛薬、解熱剤、目薬)	
	④	衣類(上着、下着、履物、ﾀｵﾙ等)	
	⑤	簡易ﾄｲﾚ	
	⑥	懐中電灯	
	⑦	携帯ﾗｼﾞｵ	
	⑧	生活用品(ﾗｲﾀｰ、蝋燭、ﾅｲﾌ、ﾋﾞﾆｰﾙ袋、軍手、予備電池など)	
	⑨	貴重品(印鑑、現金、通帳、保険証、お薬手帳など)	
	⑩	家族状況で準備するもの ＊ おむつ ＊ ﾍﾟｯﾄ用品 ＊ 生理用品 ＊ 哺乳瓶 ＊ 予備ﾒｶﾞﾈ ＊ ＊ 持病薬 ＊	

(3/4)

配布資料の項目	説明資料の項目内容	ﾍﾟｰｼﾞ

1］「配布資料--No,2」
「横須賀市の災害対策の概要」
A）横須賀市地域防災計画が想定する地域と被害想定

5）「災害時の支援すべき要援護者の区分」

項目	区分		対象者		ﾍﾟｰｼﾞ
災害時・要援護者の種類	❶	高齢者	①	本市に「一人暮らし高齢者登録」をしている人	7
			②	要介護3以上の人	
			③	その他、上記に準ずる人	
	❷	障害者(児)	①	身体障害者(児)	
			②	知的障害者(児)	
			③	精神障害者(児)	
			④	その他、上記に準ずる人	
	❸	児童	①	乳幼児	
			②	小学校低学年	
	❹	負傷者・病弱者	①	傷病を負っている人	
	❺	その他	①	妊婦、外国人	
記載する要援護者	①	高齢者	①	本市に「一人暮らし高齢者登録」をしている人	9
	②	重度障害者	①	身体障害者等級が1・2級の人	
			②	知的障害の人	
			③	精神障害等級が1級の人	
	③	要介護認定者	①	要介護3・4・5の人	
	④	その他	①	その他市長が必要と認める人	

					ﾍﾟｰｼﾞ
避難の行動原則	❶	徒歩の原則	①	避難時は、自家用車の使用を避けて徒歩で避難する	12
	❷	自己判断の原則	②	震災により倒壊家屋や道路の寸断等が予想され 避難所は自分の判断で選定する。	
	❸	津波からの避難	③	海岸付近で大きな揺れや長い周期の揺れを感じたら 津波警報を待たずに、海岸から離れた高台等に 避難する。	
	❹	大規模火災から避難	④	地震発生後に、大規模な延焼火災が発生した場合 には、自己判断・避難勧告・避難指示により 避難する。	
	❺	集団避難の原則	⑤	地域の一時避難地から震災時避難所・広域避難地 への避難は、二次災害から身を守るため 自主防災組織の主導による集団避難を原則とする	

配布資料の項目	説明資料の項目内容	ﾍﾟｰｼﾞ

1］「配布資料--No,2」
「横須賀市の災害対策の概要」
A）横須賀市地域防災計画が想定する地域と被害想定

6）「状況に応じた身の安全の確保」

区分		項目		概要	ﾍﾟｰｼﾞ
身の安全の確保	❶	海岸や河口付近に居る場合	①	津波の恐れがある場合には、海岸や河口から 離れた高い場所に避難する。	12
			②	大型ｽｰﾊﾟｰの屋上(標高20m以上)に避難する。	
			③	近隣のﾏﾝｼｮﾝの高層階に避難する。	
	❷	自宅やその周辺に居る場合	①	近隣の空き地に避難する。	
			②	一時避難地・公園等に避難する。	
			③	大型ｽｰﾊﾟｰの屋上に避難する。	
			④	近隣のﾏﾝｼｮﾝの高層階に避難する。	
	❸	周辺で大規模な延焼火災が発生した場合	①	火災による熱や煙から逃れるために、自分が 居る場所に近い、又は避難し易い広域避難地 に避難する。	

区分		項目		概要	ﾍﾟｰｼﾞ
生活場所の選定	❶	自宅の倒壊や火災による危険が無い場合	①	震災時避難場所は、自宅が被災して生活が 出来ない人々の生活支援を行う場となるので 避難所の混乱を防止するため、在宅避難生活 を送る。	13
	❷	自宅の倒壊やその恐れがある場合	①	ﾏﾝｼｮﾝ内の臨時避難所に避難する。	
			②	近隣の震災時避難所に避難する。	
			③	親族・友人宅に一時避難する。	

区分		項目		概要	ﾍﾟｰｼﾞ
正しい情報の入手	❶	自宅で生活を送る場合	①	食糧や飲料水等の生活に必要な物資は、近所 の震災時避難所等で配給するので、支援情報 や生活情報を入手する。	13
	❷	震災時避難所で生活を送る場合	①	周囲の避難者等と協力して避難所での生活 環境を整備するとともに、公的支援等による 避難所生活からの自立を図る。	

B] 特別参加者のご意見

1) 地区防災計画について

［特別参加者］

① 内閣府では、「災害対策基本法の改正」を受けて、昨年4月から地区防災計画制度をｽﾀｰﾄしており、全国的に普及するために「ﾓﾃﾞﾙ地区事業」を実施している。全国で　15地区を指定しているが「ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ」は唯一のﾏﾝｼｮﾝである。制度はﾏﾝｼｮﾝとも相性が良いと考えており、「ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ」の計画・取組を全国的に広げたい。全国15地区のﾓﾃﾞﾙ事業を巡回しているが、その中でもｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱの取り組みはﾄｯﾌﾟﾚﾍﾞﾙと認識している。

内閣府防災担当　桜田氏

② 横須賀市には、360の自主防災組織があるが、その取り組みは千差万別である。ｽﾃｲｼｱの取り組みが他の自主防災組織にも参考になればと思っている。

横須賀市市民安全部危機管理課長　小貫氏

③ 地区防災計画を作るにあたって、それぞれの地区に入って、計画づくりをお手伝いしていると言う立場である。ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱは既にいろんな活動をしてきており、市やｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰに相談して今後どういった形で手伝えるか考えていきたい。

地域計画建築研究所:ｱﾙﾊﾞｯｸ　石川氏

④ 2/11日の委員会に、内閣府ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰの髄屋氏が参加予定だが、その前に進捗状況等を確認するために、特別参加となりました。

MALCA専務理事　飯田氏

2) 横須賀市の災害対策の概要について

MALCA・飯田専務理事から「横須賀市の災害対策の概要」について説明があり以下補足及び意見交換を行った。

① 発災直後に公助は期待できず、支援は3日目以降になるので、地域防災計画では3日分の備蓄をお願いしている。

危機管理課長　小貫氏

② ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱの防災計画はﾚﾍﾞﾙが高いと思っているが、事後防災の具体的な行動指針が無かった。誰がどのような行動するか考えて行きたい。
- ＊ 3月末までにMLCPを完成させる。
- ＊ 本編は防災会用、概要版は住民用に作成。
- ＊ 4月以降、研修や訓練を実施して行きたい。

策定委員

③ 支援物資の配布の流れは、通常「県」-->「各地区」-->「地域」という流れであるが、神奈川県では、直接小学校に届ける計画も検討されている。3日間は、支援が来ないものと考えて欲しい。

危機管理課長　小貫氏

④ 市側に対する要望
- ＊ 地区防災計画を策定した自主防災会は、震災時、避難所に準ずる場所として認定してもらい、救援物資を直接届けてもらえば在宅避難生活がし易くなる。ﾏﾝｼｮﾝが自己完結で在宅避難生活が出来ることは、公助の負担を減らす事にもつながるのではないか。

策定委員

- ＊ 市の物資が供給拠点から運べないのであれば、こちらから引き取りに行き生活を維持する方法も考えられる。

策定委員

- ＊ 救援物資が外部から届く場合、陸路は難しい。海上ﾙｰﾄが可能性があるのではないか、平成港・久里浜港の2ヶ所に耐震強化岸壁があり、川崎扇島に首都圏への救援物資が集まる可能性がある。

策定委員

- ＊ 市役所では、輸送方法も明確な手段は無い。被害がどの程度か不明であり計画はたてにくい。地盤沈下・建物の倒壊・液状化等の影響がありどのﾙｰﾄが安全か、災害が起きてみないと分からない。

危機管理課長　小貫氏

⑤ ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱの活動は、かなり進んでいる。他は大楠町の安渡地区くらいであり、今後はﾌﾞﾗｯｼｭｱｯﾌﾟしていくことが重要です。住民の中にどれだけ浸透させるか、軸足を移していく事が必要です。

研究所:ｱﾙﾊﾞｯｸ　石川氏

⑥ 他に
- ＊ よこすか海辺ﾆｭｰﾀｳﾝの概要について
- ＊ 管理規約の改正試案について

MALCA飯田専務理事から資料提供がなされた。

以上

［MLCP 第12回・策定委員会の協議風景］

MLCP通信 ： 第 13号

平成27年2月 21日
ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ管理組合
MLCP策定委員会

「MLCP通信編集部」
佐藤/浜口
発行　No. 013

「委員会ﾒﾝﾊﾞｰ」　(敬称略)

	策定委員		ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ	MALCA
1	安部俊一	吉川祝秋	髙石清一	飯田太郎
2	前田　勝	平田　伸	和久田孝志	吉野美幸
3	堺　好雄	髙田俊子	髙野成寛	浜口加津子
4	髙橋邦夫	吉田幸子	長谷部誠	
5	柴田　茂	小澤稔夫	井ノ口康之	
6	佐藤輝雄		鈴木和美	

(20名・構成)

「注記」

①	H27・1・25日、MALCA指導による第13回MLCP策定委員会にﾒﾝﾊﾞｰが参加しました。
②	MALCA指導による、詳細は別途「ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ地区防災計画(要約版)」を作成して、全戸配布致します。
3	

件名：	ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ「ﾏﾝｼｮﾝ生活継続計画(MLCP)」の考え方 (ﾚｼﾞｭﾒ)

平成27年4/初から、ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱの住民の皆さんに研修や実習を行う計画で活動が進行しております。このｽｹｼﾞｭｰﾙの中でMLCP活動が形骸化しないため、状況の変化、計画目標の達成状況等に基づいた手順の確認を行います。

1.] ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱの防災への取り組みと今後の展開

項　目		概　要	備　考
(1)	自主防災会の歩み	ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ自主防災会の結成と活動内容、実績を記述します。	
(2)	地区防災計画制度の創設と公的活動への発展	災害対策基本法改正により平成26年4月地区防災計画制度が創設されたことを受け、ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ自主防災会のこれまでの活動を基本に「ﾏﾝｼｮﾝ生活継続計画(MLCP)を、地区防災計画として策定することで、横須賀市地域防災計画を補完、発展させ、地域防災力の向上と住民の安全・安心に貢献する事を記述します。	

項　目		概　要	備　考
(3)	管理組合における防災・危機管理業務の明確化	これまで標準管理規約では、管理組合の業務として防災に関する業務が具体的に位置づけられていなかった。防災及び危機管理についての事項を、管理規約及び防災管理細則の改正により明確にすることを記述します。居住者の命と暮らしを守るために、強力な実行力をもつ自治会と自主防災会を、ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱにおける防災及び危機管理の担い手として位置付ける事を管理規約集の中に記述します。	

2.] ﾏﾝｼｮﾝ生活継続計画(MLCP)作成の目的

項　目		概　要	備　考
(1)	切迫する大地震に対する計画的な備え	① ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱが立地する横須賀市周辺は、地震による複合的な被害を受ける危険性が高いため、中長期的な視点に立った総合的な取り組みが必要であることと、対策の基本となる計画としてMLCPを策定することを記述します。	
		② 災害発生当所は、消防・警察等の公助を被害が大きい箇所に集中投下する必要があるため、ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ等の比較的安全性が高いﾏﾝｼｮﾝには公的機関が対応できない可能性が高いことを踏まえ、公助の限界を居住者の自助と共助で補う必要があること、そのため行動基準となるMLCPが必要な事を記述します。	
		③ ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱのMLCPは、居住者が常に緊張感をもって自分の命と暮らしを守るために策定します。従って「想定外」の事態を招かないため、行政の想定に係わらず、過去の地震や津波被害の教訓をもとに最悪の事態を想定した対策と独自の行動基準を設けます。	

2.] ﾏﾝｼｮﾝ生活継続計画(MLCP)作成の目的

項　目		概　要	備　考
(2)	発災時から生活再建復旧復興までを総合的、段階的に計画	多数の区分所有者と居住者が生活するﾏﾝｼｮﾝの災害対策は、共同行動の維持と合意形成が必要になります。特に災害で被害を受けたﾏﾝｼｮﾝを復旧・復興するためには、区分所有法等が定める合意形成の手順を順守しなければなりません。 ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱのMLCPは、こうしたﾏﾝｼｮﾝ固有の課題を予め理解しておくことを含め、 ＊ 災害時の初動対応・応急対応 ＊ 被害の拡大防止 ＊ 被災生活(ﾏﾝｼｮﾝ内の生活維持を基本とする) ＊ 生活再建 ＊ 復旧・復興までを総合的に考える 計画である事を記述します。	

3.] 地震災害ﾘｽｸの全体像

項　目		概　要	備　考
(1)	ﾌﾟﾚｰﾄが集中する日本列島	「ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ危機管理ﾏﾆｭｱﾙ」(2011年改定版)の内容を継承して記述します。 ① 4つのﾌﾟﾚｰﾄが交差する世界有数の地震地帯 日本列島の地理的特性と、地震発生のﾒｶﾆｽﾞﾑ等を記述します。 ② 東日本大震災による地殻変動と新たな大地震の危険性。 東日本大震災から4年経過したが、現在も地殻変動が続き、新たな大地震が発生する危険性が高いことを記述します。	
(2)	三浦半島周辺の地震ﾘｽｸ	「ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ危機管理ﾏﾆｭｱﾙ」(2011年改定版)の「地震災害対策編」の内容を継承して記述します。 ① 活断層型地震(直下型地震)のﾘｽｸ 1) 三浦半島断層群(武山断層帯等) 2) 神縄・国府津・松田断層帯 3) 南関東における直下型地震の可能性 ② ﾌﾟﾚｰﾄ境界型地震(海溝型地震)のﾘｽｸ 1) 東海地震 2) 東海・東南海・南海連動型地震 3) 千葉県東方沖地震	

3.] 地震災害ﾘｽｸの全体像

項　目		概　要	備　考
(3)	想定を超える津波に備える	東日本大震災では行政の想定を超えた巨大な津波が発生し、多くの犠牲者が出ました。 ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱのMLCPは、過去の津波被害やﾏﾝｼｮﾝの立地条件を考慮し、行政が想定している津波の高さ、到達時間に係わらず、独自の備えをすることの重要性を記述します。	
(4)	地震による交通の途絶の危険性	三浦半島の地形特性等から、長期間にわたる交通の途絶等も予想され、ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱの居住者の中でも帰宅困難者等が多数出る可能性があることを記述します。 ① がけ崩れ等による鉄道・道路の途絶 大地震が発生した場合、三浦半島は各所でがけ崩れ等による鉄道・道路の途絶等が発生し、犠牲者が出るばかりでなく、鉄道や道路が寸断される危険性が高いことを記述します。 ② 東京湾ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ火災等による海上交通の途絶 大地震による東京湾沿岸のｺﾝﾋﾞﾅｰﾄで火災が発生した場合、海上交通にも重大な影響が及ぶ危険があることを記述します。	

4.] 公助の限界を補完する住民による取り組みの重要性

項　目		概　要	備　考
(1)	甚大な被害に比べ、消防力が絶対的に不足	横須賀市に限らず消防力は、平時の火災、救急等に付いては充分な備えがあるものの、大地震発生時には各所で同時多発する被害の総てに対応する事は困難です。 このため発災直後から数日間は被害が大きい地域に公助の手が集中的に投入されることになります。 比較的安全性が高いﾏﾝｼｮﾝ等にまでは、公助の手が及ばないことも予想されることを記述します。	

4.] 公助の限界を補完する住民による取り組みの重要性

項　目		概　要	備　考
(2)	自立対応する覚悟 (心構え)が必要	発災後、数日間は公的支援の手が及ばないことを想定し、ﾏﾝｼｮﾝの自立対応に向けて、居住者各自の自助と相互の助け合いによる共助が必要であること、他人に依存しない覚悟と備えが必要なこと、他人任せの住人にならないことを記述します。	
(3)	行政に「事前防災」への支援・協力を積極的に働きかける	発災後は行政の迅速な対応が期待できないことを踏まえ、平時における行政・消防等との密接な連携と、ﾏﾝｼｮﾝの事前防災の取り組みに対する横須賀市等の行政の支援を強く求めることを記述します。	

5.] ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱのMLCPの構成

項　目		概　要	備　考
(1)	基本計画 (計画期間・5年程度)	ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱの災害対策の全体像を示すとともに ① 建物・設備等の災害耐性の向上 ② 防災資機材等の充実 ③ 自主防災会の対応力の向上 ④ 居住者の家庭における防災対策の向上 等の目標を設定し、5年間に段階的に実施することにします。	＊ 5年の間に地震が起きる恐れもあり、短縮の必要があると考えるが？
(2)	実施計画 (単年度)	各年度に実施する項目を、 ① 管理組合、自治会の事業計画に定め総会に議案を上程します。 ② 管理組合、自治会の総会で議決します。	
(3)	自主防災会の活動ﾏﾆｭｱﾙ	ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱの防災業務の基幹を担う自主防災会の活動内容を、基本計画に基づき具体的に示します。	
(4)	居住者向けﾏﾆｭｱﾙ	全居住者を対象に、日頃の備えと発災時の対応を具体的に示し全世帯に配布するとともに防災研修を実施します。	

(3/4)

6] 貯水槽の震災破損防止対策としての「波平くん」の設置について検討結果を「横須賀管工事協同組合」・草野さんから説明を受けた。

＊ 添付資料は全員に配布されました。

＊ 安部委員長から6月の通常総会に提示する必要が示された。

[MLCP 第13回・策定委員会の協議風景]

7.] 議事録からの抜粋項目

項目		概要	備考
1)	貯水槽の診断結果報告と提案について。	① 横須賀管工事協同組合は、上水道・下水道・空調工事関係の共同組合で、正会員40社、賛助賛助会員64社で構成されている。	
		② ｽﾃｲｼｱの貯水槽は、ﾌﾟﾘﾁﾞｽﾄﾝ製であり現在製造されていない。維持管理は「積水ｱｸｱ」が引き継いでいる。	
		③ 地震により貯水槽が破損した場合は、保険対象にならず、「波平君」の採用により、ｽﾛｯｼﾝｸﾞを1/3に抑える制震装置として、貯水槽の保護が急がれる。	
		④ 見積金額も、¥3,348千円と高額であり総会決議の重要事項となるため、実験装置を住民が見て、その効果を納得出来る様に計画したい。総会が6月であるが、優先順位はかなり高い。	
		⑤ 定期清掃(ｻﾌﾗﾝ電気)は、4月に行われるが導入した場合、平成28年度に限り、2回の定期清掃となる。	
2)	「ﾏﾝｼｮﾝ生活継続計画(MLCP)」の考え方(ﾚｼﾞｭﾒ)に対して補足意見交換の実施。	① MALCA飯田専務理事の作成資料・「基本計画」の計画期間を5年としているが、あまりのんびりはできない。緊急を要する設備導入は(例えば波平君など)初年度に取り組む必要があり、費用もかかるため段階的に進めたい。	
		② 今まで色々と議論してきたが、まず発災直後の数時間単位の初動対応が一番大切で、この活動を決めないと方向性を誤ると感じた。	
		③ 事前防災はかなりのﾚﾍﾞﾙに到達しているが今後は、事後防災の具体的な行動計画を決めないといけない。	
		④ 3.11の時は、事前に決めていた防災組織は主要役員が不在で機能しなかった。発災時に理事長が不在であれば、今の管理規約であれば迅速な修繕にも着手できず、総会さえ開けない。委員会で決めた事を管理規約に明記することにより、災害対策を進化させる事ができる。今までｽﾃｲｼｱでは、被災後の対応について具体的取り決めが無く、それらを決めておく必要があり、その根拠をMLCPに盛り込まないといけない。	

7.] 議事録からの抜粋項目

項目		概要	備考
2)	「ﾏﾝｼｮﾝ生活継続計画(MLCP)」の考え方(ﾚｼﾞｭﾒ)に対して補足意見交換の実施。	⑤ 予算執行を考えると5年位必要だが、管理規約の改正や緊急を要する脆弱性の克服は初年度に実施したい。	
		⑥ 初動対応は命を守るためであるが、準備できていない事がたくさんある。例えば、防災箱の中身など。次には、生活できるﾚﾍﾞﾙまで応急対応をしなければならない。その項目も見えてきたので、これから肉付けをしないといけない。	
		⑦ 「行動計画と役割分担」について安部委員長が作成した資料を佐藤委員が取りまとめたﾃﾞｰﾀをﾒｰﾙ配信し、各委員の見解を検討・提出して頂く事になった。	
		⑧ 今後のMLCP活動は、計画書・行動ﾏﾆｭｱﾙなどのとりまとめとなっていく。MLCPが完成したら、「ｿﾌｨｱｽﾃｲｼｱ地区防災計画」という名称にして、横須賀市防災会議に計画提案する。	
		⑨ 管理規約と細則の改正案は、次回検討する。 ＊ 住民の意識を変えることが必要だ。 ＊ 管理組合として専有住戸に立ち入る機会は排水管清掃・消防設備点検だが、同様に家具転倒防止ﾁｪｯｸ、防災備蓄品ﾁｪｯｸなども規約との兼ね合いであるが、そこまでやらないと徹底して行かない。 ＊ 人命救助のため住居内に立ち入る事もある。 ＊ ﾄﾞｱの破損など復旧費用は救助してもらった方(居住者)の負担など。 ＊ 総会が開催できない場合の理事会の権限。 ＊ 理事会が開催できない場合の理事長の権限。 ＊ 緊急時の費用の捻出などを盛り込む必要がある。	